

関 連 資 料

【教育基本法・学校教育法等】

・教育基本法の概要	3
・教育基本法（平成十八年法律第百二十号）	4
・教育3法の改正について	8
・学校教育法（抄）	12

【学習指導要領等】

・学習指導要領の変遷	17
・小学校における各教科等の授業時数等の変遷	18
・中学校における各教科等の授業時数等の変遷	21
・小・中学校における授業時数の推移（グラフ）	25
・平成18年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について	26
・研究開発学校制度等の概要について	45

【学校教育に対する意識等】

・ボランティア活動に参加した経験及び今後の参加希望について	48
・義務教育に関する意識調査（抜粋）	49
・学校生活の楽しさ・学校教育の満足度	54

【児童生徒の学力の現状】

・平成15年度小・中学校教育課程実施状況調査分析結果のポイント	55
・平成17年度高等学校教育課程実施状況調査結果のポイント	59
・確かな学力の向上のための2002アピール「学びのすすめ」	63
・学習指導要領一部改正のポイント	64
・学力向上アクションプランについて	65
・PISA2003	66
・TIMSS2003	67
・国際的な学力調査における我が国の児童生徒の課題	68
・平成19年度全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント	69

【児童生徒の心と体の現状】

・子どもの生活習慣について	80
・肥満傾向・痩身傾向児童生徒の推移	84
・生徒指導上の諸問題の現状	85
・性格についての自己評価	87
・自信の有無について	88
・悩みや心配ごとの有無について（勉強・進学、友達・仲間）	89
・自然体験活動等について	90

【家庭や社会の変化】

・子育てや教育の問題点について	91
・国民生活に関する世論について	92

【条件整備】

- ・平成18年度 文部科学省教員勤務実態調査について 93
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果 概要 94
- ・全国の公立小・中学校のうち学校図書館図書標準の達成率ごとの学校の割合
. 95
- ・放課後子どもプランについて 96
- ・地域等の活動への参加経験 98

【具体的な教育内容の現状】

- ・道徳教育の現状 99
- ・体験活動の現状 102
- ・小学校段階の英語活動の現状 108

教育基本法の概要

趣旨

我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立し、その振興を図るため、現行法の普遍的な理念は大切にしながら、今日、極めて重要と考えられる理念等を明確にする。

概要

1 教育の目的及び理念

(1) 今日求められている教育の目的・目標を明示。具体的には、

- ① 教育の目的として「人格の完成」、「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定。
- ② この教育の目的を実現するために達成すべき具体的な内容を「教育の目標」として規定。

＜教育の目標(例)＞

- ・幅広い知識・教養、豊かな情操、道徳心、健やかな身体
- ・能力の伸長、自主性、自律性、職業の重視
- ・正義と責任、自他の敬愛、男女の平等、公共の精神
- ・生命や自然の尊重、環境の保全
- ・伝統・文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重

(2) 「生涯学習の理念」及び「教育の機会均等」を規定。

2 教育の実施に関する基本

義務教育、学校教育、大学、私立学校、教員、家庭教育、幼児期の教育、社会教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力、政治教育、宗教教育のあり方など教育を実施する際に基本となる事項について規定。

3 教育行政

教育の適切な実施を保障し、その振興を図るため、教育行政のあり方や責務、教育振興基本計画の策定などについて規定。

4 その他関係法律の一部改正

関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成18年12月22日

教育基本法（平成十八年法律第二十号）

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

教育3法の改正について

(これまでの経緯)

【教育基本法の改正】

- 平成18年 4月28日 閣議決定・国会提出
- 平成18年12月15日 成立
- 平成18年12月22日 公布・施行

【教育再生会議】

- 平成19年 1月24日 第一次報告「社会総がかりで教育再生を
～公教育再生への第一歩～」

【中央教育審議会】

- 平成19年 3月10日 答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要な
とされる教育制度の改正について」
- 平成19年 3月29日 答申「今後の教員給与の在り方について」

【教育三法案】

- 平成19年 3月30日 閣議決定・国会提出
- 平成19年 6月20日 成立

【学校教育法の改正】

- 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直し。
- 副校長等の新しい職を置くことができることとし、組織としての学校の力を強化。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】

- 教育における国、教育委員会、学校の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築。

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】

- 教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築。

学校教育法等の改正

(1)各学校種の目的及び目標の見直し等

○改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直す。

(改正教育基本法を踏まえ、義務教育の目標に次の事項等を規定)

- ・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

○学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定する。

(現 行)小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園
(改正案)幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

(2)副校長その他新しい職の設置

○学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとする。

(各職の職務内容)

- ・副校長:校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭:校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭:児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

(3)学校評価と情報提供に関する規定の整備

○学校は、学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努めることとする。

○学校は、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(4)大学等の履修証明制度

社会人等を対象とした特別の課程(教育プログラム)を履修した者に対して大学等が証明書を交付できることとする。

(施行期日)

- ・(2)新しい職の設置・・・平成20年4月1日
- ・上記以外・・・公布の日から6月以内で政令で定める日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

(1) 教育委員会の責任体制の明確化

- 地方教育行政の基本理念を明記する。
- 合議制の教育委員会は、①基本的な方針の策定、②教育委員会規則の制定・改廃、③教育機関の設置・廃止、④職員の人事、⑤活動の点検・評価、⑥予算等に関する意見の申し出については自ら管理執行することを規定する。
- 教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うこととする。

(2) 教育委員会の体制の充実

- 市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め教育行政の体制の整備・充実に努めることとする。
- 市町村教育委員会は指導主事を置くように努めることとする。
- 教育委員の責務を明確化し、国・都道府県が教育委員の研修等を進めることとする。

(3) 教育における地方分権の推進

- 教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化する。
- 文化・スポーツの事務を首長が担当できるようにする。
- 県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととする。

(4) 教育における国の責任の果たし方

- 教育委員会の法令違反や怠りによって、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は是正・改善の「指示」ができる旨の規定を設ける。
- 教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである場合、文部科学大臣は、講ずべき措置の内容を示して、地方自治法の「是正の要求」を行う旨の規定を設ける。
- 上記の「指示」や「是正の要求」を行った場合、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対してその旨を通知する。

(5) 私立学校に関する教育行政

- 知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めることができる旨の規定を設ける。

(施行期日) 平成20年4月1日

教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正

(1) 教員免許更新制の導入(教育職員免許法)

○教員免許状の有効期間

- ・普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定める。

○有効期間の更新

- ・免許状の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。
- ・免許管理者は、免許状更新講習を修了した者等について、免許状の有効期間を更新する。
- ・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合には、有効期間を延長できる。

○施行前に授与された免許状を有する者の取扱い

- ・施行前に授与された免許状を有している教員等は、10年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならない。
- ・講習を修了できなかった者の免許状は、その効力を失う。

(2) 指導が不適切な教員の人事管理の厳格化(教育公務員特例法)

○指導が不適切な教員の認定及び研修の実施等

- ・任命権者は、教育や医学の専門家や保護者などの意見を聴いて、「指導が不適切な教員」の認定を行う。
- ・任命権者は、指導が不適切と認定した教員に対し、研修を実施しなければならない。
- ・指導改善研修中の教員は、免許状更新講習を受講できない。(教育職員免許法)

○研修終了時の認定及び措置

- ・任命権者は、研修終了時に、教育や医学の専門家や保護者などの意見を聴いて、指導の改善の状況について認定を行う。
- ・任命権者は、研修終了時の認定において、指導が不適切であると認定した者に対して、免職その他の必要な措置を講ずる。

(3) 分限免職処分を受けた者の免許状の取扱い(教育職員免許法)

- ・教員が、勤務実績が良くない場合やその職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職処分を受けたときは、その免許状は効力を失う。

(施行期日)

- ・教員免許更新制の導入・・・平成21年4月1日
- ・上記以外・・・平成20年4月1日

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） （平成二十年三月三十一日まで）（抜粋）

第二章 義務教育

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三章 幼稚園

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第四章 小学校

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十条第2項は、中学校、高等学校及び中等教育学校にも準用。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第三十三条 小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第五章 中学校

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十八条 中学校の教育課程に関する事項は、第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第七章 中等教育学校

第六十三条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第六十四条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第六十八条 中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第六十三条、第六十四条及び前条の規定並びに第七十条第一項において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- 2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- 3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

学習指導要領の変遷

昭和
33～35
年改訂

教育課程の基準としての性格の明確化

(道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等)
(系統的な学習を重視)

(実施)

小学校:昭和36年度、中学校:昭和37年度、高等学校:昭和38年度(学年進行)

昭和
43～45
年改訂

教育内容の一層の向上(「教育内容の現代化」)

(時代の進展に対応した教育内容の導入)
(算数における集合の導入等)

(実施)

小学校:昭和46年度、中学校:昭和47年度、高等学校:昭和48年度(学年進行)

昭和
52～53
年改訂

ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化
(各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる)

(実施)

小学校:昭和55年度、中学校:昭和56年度、高等学校:昭和57年度(学年進行)

平成
元年
改訂

社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成
(生活科の新設、道徳教育の充実)

(実施)

小学校:平成4年度、中学校:平成5年度、高等学校:平成6年度(学年進行)

平成
10～11
年改訂

基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考
える力などの[生きる力]の育成
(教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設)

(実施)

小学校:平成14年度、中学校:平成14年度、高等学校:平成15年度(学年進行)

学習指導要領のねらいの一層の実現の観点から
学習指導要領の一部改正 (平成15年)

小学校における各教科等の授業時数等の変遷

昭和22年度～

教科\学年	1	2	3	4	5	6
国語	175(5)	210(6)	210(6)	245(7)	210-245(6-7)	210-280(6-8)
社会	140(4)	140(4)	175(5)	175(5)	175-210(5-6)	175-210(5-6)
算数	105(3)	140(4)	140(4)	140-175(4-5)	140-175(4-5)	140-175(4-5)
理科	70(2)	70(2)	70(2)	105(3)	105-140(3-4)	105-140(3-4)
音楽	70(2)	70(2)	70(2)	70-105(2-3)	70-105(2-3)	70-105(2-3)
図画工作	105(3)	105(3)	105(3)	70-105(2-3)	70(2)	70(2)
家庭	-	-	-	-	105(3)	105(3)
体育	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
自由研究	-	-	-	70-140(2-4)	70-140(2-4)	70-140(2-4)
総時間	770(22)	840(24)	875(25)	980-1050(28-30)	1050-1190(30-34)	1050-1190(30-34)

表中の数字は年間の授業時数。括弧内の数字は週当たりの授業時数。

昭和26年度～（昭和26年改訂）

教科\学年	1 2	3 4	5 6
国語 算数	45%～40% (9-10)	45%～40% (10-11)	40%～35% (9-10)
社会 理科	20%～30% (4-7)	25%～35% (6-9)	25%～35% (6-9)
音楽 図画工作	20%～15% (3-4)	20%～15% (4-5)	25%～20% (5-6)
家庭	-	-	-
体育	15% (3)	10% (3)	10% (3)
教科についての計	100%	100%	100%
教科以外の活動	(時数の規定はない。)		
総時数	870 (23)	970 (25.5)	1050 (28)

教科の欄：比率は教科の時間配当。括弧内の数字は、総時数から教科以外の活動の時間（現在の特別活動の時数を仮に用いた）を差し引き、教科の比率をかけて算出した週当たりの授業時数。

総時数の欄：教科と教科以外の活動を指導するのに必要な年間の授業時数。括弧内の数字は週当たりの授業時数。

昭和36年度～（昭和33年改訂）

教科等\学年	1	2	3	4	5	6
国語	238(7)	315(9)	280(8)	280(8)	245(7)	245(7)
社会	68(2)	70(2)	105(3)	140(4)	140(4)	140(4)
算数	102(3)	140(4)	175(5)	210(6)	210(6)	210(6)
理科	68(2)	70(2)	105(3)	105(3)	140(4)	140(4)
音楽	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
図画工作	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
家庭	-	-	-	-	70(2)	70(2)
体育	102(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
道徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
計	816(24)	875(25)	945(27)	1015(29)	1085(31)	1085(31)

表中の数字は年間の授業時数。括弧内の数字は週当たりの授業時数。

表中の1単位時間は45分。

小学校の教育課程は、表中の教科等と特別教育活動及び学校行事等によって編成されるが、特別教育活動及び学校行事等の時数の規定はない。

昭和46年度～（昭和43年改訂）

教科等\学年	1	2	3	4	5	6
国語	238(7)	315(9)	280(8)	280(8)	245(7)	245(7)
社会	68(2)	70(2)	105(3)	140(4)	140(4)	140(4)
算数	102(3)	140(4)	175(5)	210(6)	210(6)	210(6)
理科	68(2)	70(2)	105(3)	105(3)	140(4)	140(4)
音楽	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
図画工作	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
家庭	-	-	-	-	70(2)	70(2)
体育	102(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
道徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
計	816(24)	875(25)	945(27)	1015(29)	1085(31)	1085(31)

表中の数字は年間の授業時数。括弧内の数字は週当たりの授業時数。

表中の1単位時間は45分。

小学校の教育課程は、表中の教科等と特別活動によって編成されるが、特別活動の時数の規定はない。（ただし、学習指導要領において、特別活動の学級会活動（第1学年～第6学年）及びクラブ活動（第4学年～第6学年）にそれぞれ毎週1単位時間を充てることが望ましいとしていた。）

昭和55年度～（昭和52年改訂）

教科等\学年	1	2	3	4	5	6
国語	272(8)	280(8)	280(8)	280(8)	210(6)	210(6)
社会	68(2)	70(2)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
算数	136(4)	175(5)	175(5)	175(5)	175(5)	175(5)
理科	68(2)	70(2)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
音楽	68(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
図画工作	68(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
家庭	-	-	-	-	70(2)	70(2)
体育	102(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
道徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
特別活動	34(1)	35(1)	35(1)	70(2)	70(2)	70(2)
計	850(25)	910(26)	980(28)	1015(29)	1015(29)	1015(29)

表中の数字は年間の授業時数。括弧内の数字は週当たりの授業時数。

表中の1単位時間は45分。

特別活動は、学級活動とクラブ活動に充てる時数。

平成4年度～（平成元年改訂）

教科等\学年	1	2	3	4	5	6
国語	306(9)	315(9)	280(8)	280(8)	210(6)	210(6)
社会	-	-	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
算数	136(4)	175(5)	175(5)	175(5)	175(5)	175(5)
理科	-	-	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
生活	102(3)	105(3)	-	-	-	-
音楽	68(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
図画工作	68(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
家庭	-	-	-	-	70(2)	70(2)
体育	102(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
道徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
特別活動	34(1)	35(1)	35(1)	70(2)	70(2)	70(2)
計	850(25)	910(26)	980(28)	1015(29)	1015(29)	1015(29)

表中の数字は年間の授業時数。括弧内の数字は週当たりの授業時数。

表中の1単位時間は45分。

特別活動は、学級活動とクラブ活動に充てる時数。

平成14年度～（平成10年改訂）

教科等\学年	1	2	3	4	5	6
国語	272(8)	280(8)	235(6.7)	235(6.7)	180(5.1)	175(5)
社会	-	-	70(2)	85(2.4)	90(2.6)	100(2.9)
算数	114(3.4)	155(4.4)	150(4.3)	150(4.3)	150(4.3)	150(4.3)
理科	-	-	70(2)	90(2.6)	95(2.7)	95(2.7)
生活	102(3)	105(3)	-	-	-	-
音楽	68(2)	70(2)	60(1.7)	60(1.7)	50(1.4)	50(1.4)
図画工作	68(2)	70(2)	60(1.7)	60(1.7)	50(1.4)	50(1.4)
家庭	-	-	-	-	60(1.7)	55(1.6)
体育	90(2.6)	90(2.6)	90(2.6)	90(2.6)	90(2.6)	90(2.6)
道徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
特別活動	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
総合的な学習の時間	-	-	105(3)	105(3)	110(3.1)	110(3.1)
計	782(23)	840(24)	910(26)	945(27)	945(27)	945(27)

表中の数字は年間の授業時数。括弧内の数字は週当たりの授業時数。
 表中の1単位時間は45分。
 特別活動は、学級活動に充てる授業時数。

中学校における各教科等の授業時数等の変遷

昭和22年度～

教科		学年		
		1	2	3
必修科目	国語	175 (5)	175 (5)	175 (5)
	習字	35 (1)	35 (1)	-
	社会	175 (5)	140 (4)	140 (4)
	国史	-	35 (1)	70 (2)
	数学	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	理科	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	音楽	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	図画工作	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	体育	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	職業	140 (4)	140 (4)	140 (4)
農業・商業・水産 工業・家庭	-	-	-	
必修科目計	1,050 (30)	1,050 (30)	1,050 (30)	
選択科目	外国語	35～140 (1-4)	35～140 (1-4)	35～140 (1-4)
	習字	-	-	35 (1)
	職業	35～140 (1-4)	35～140 (1-4)	35～140 (1-4)
	自由研究	35～140 (1-4)	35～140 (1-4)	35～140 (1-4)
	選択科目計	35～140 (1-4)	35～140 (1-4)	35～140 (1-4)
総授業時数	1,050 ～1,190 (30-34)	1,050 ～1,190 (30-34)	1,050 ～1,190 (30-34)	

昭和24年度～

教科		学年		
		1	2	3
必修科目	国語	140-210 (4-6)	140-210 (4-6)	140-210 (4-6)
	習字	35-70 (1-2)	35-70 (1-2)	-
	社会	140-210 (4-6)	105-175 (3-5)	140-210 (4-6)
	日本史	-	35-105 (1-3)	35-105 (1-3)
	数学	140-175 (4-5)	105-175 (3-5)	105-175 (3-5)
	理科	105-175 (3-5)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)
	音楽	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)
	図画工作	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)
	保健体育	105-175 (3-5)	105-175 (3-5)	105-175 (3-5)
	職業・家庭	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)
小計	910 ～1,015 (26-29)	910 ～1,015 (26-29)	910 ～1,015 (26-29)	
選択教科	外国語	140-210 (4-6)	140-210 (4-6)	140-210 (4-6)
	職業・家庭	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)
	その他の教科	35-210 (1-6)	35-210 (1-6)	35-210 (1-6)
特別教育活動	70-175 (2-5)	70-175 (2-5)	70-175 (2-5)	
最低授業時数	1,050～ (30～)	1,050～ (30～)	1,050～ (30～)	

注1. 表中の数字は年間の授業時数、括弧内の数字は週当たりの授業時数を示したものである。

2. 1単位時間については、昭和22年度は特に定めていないが、昭和24年度以降は、原則として、50分である。

3. 昭和26年度までの選択教科の取扱いは、表に示す時間数の範囲内で、生徒の希望に応じて履修させるものとなっている。

昭和26年度～（昭和26年改訂）

学年 教科		学年		
		1	2	3
必修教科	国語	175-280 (5-8)	175-280 (5-8)	140-210 (4-6)
	社会	140-210 (4-6)	140-280 (4-8)	175-315 (5-9)
	数学	140-175 (4-5)	105-175 (3-5)	105-175 (3-5)
	理科	105-175 (3-5)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)
	音楽	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)
	図画工作	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)
	保健体育	105-175 (3-5)	105-175 (3-5)	105-175 (3-5)
	職業・家庭	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)
	小計	910 ~1,015 (26-29)	910 ~1,015 (26-29)	910 ~1,015 (26-29)
選択教科	外国語	140-210 (4-6)	140-210 (4-6)	140-210 (4-6)
	職業・家庭	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)
	その他の教科	35-210 (1-6)	35-210 (1-6)	35-210 (1-6)
特別教育活動		70-175 (2-5)	70-175 (2-5)	70-175 (2-5)
最低授業時数		1,015- (29-)	1,015- (29-)	1,015- (29-)

昭和37年度～（昭和33年改訂）

学年 教科		学年		
		1	2	3
必修教科	国語	175 (5)	140 (4)	175 (5)
	社会	140 (4)	175 (5)	140 (4)
	数学	140 (4)	140 (4)	105 (3)
	理科	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	音楽	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	美術	70 (2)	35 (1)	35 (1)
	保健体育	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	技術・家庭	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	小計	945 (27)	910 (26)	840 (24)
	選択教科	外国語	105 (3)	105 (3)
農業		70 (2)	70 (2)	70 (2)
工業		70 (2)	70 (2)	70 (2)
商業		70 (2)	70 (2)	70 (2)
水産		70 (2)	70 (2)	70 (2)
家庭		70 (2)	70 (2)	70 (2)
数学		-	-	70 (2)
音楽		35 (1)	35 (1)	35 (1)
美術		35 (1)	35 (1)	35 (1)
道徳		35 (1)	35 (1)	35 (1)
特別教育活動		35 (1)	35 (1)	35 (1)
最低授業時数		1,120 (32-)	1,120 (32-)	1,120 (32-)

選択教科については、毎学年1教科以上105単位時間以上を履修。

昭和47年度～（昭和44年改訂）

学年 教科		学年		
		1	2	3
必修教科	国語	175 (5)	175 (5)	175 (5)
	社会	140 (4)	140 (4)	175 (5)
	数学	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	理科	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	音楽	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	美術	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	保健体育	125 (3.6)	125 (3.6)	125 (3.6)
	技術・家庭	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	小計	965 (27.6)	965 (27.6)	930 (26.6)
道徳		35 (1)	35 (1)	35 (1)
特別活動		50 (1.4)	50 (1.4)	50 (1.4)
選択教科等		140 (4)	140 (4)	140 (4)
総授業時数		1,190 (34)	1,190 (34)	1,155 (33)

昭和56年度～（昭和52年改訂）

学年 教科		学年		
		1	2	3
必修教科	国語	175 (5)	140 (4)	140 (4)
	社会	140 (4)	140 (4)	105 (3)
	数学	105 (3)	140 (4)	140 (4)
	理科	105 (3)	105 (3)	140 (4)
	音楽	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	美術	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	保健体育	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	技術・家庭	70 (2)	70 (2)	105 (3)
	小計	840 (24)	840 (24)	805 (23)
道徳		35 (1)	35 (1)	35 (1)
特別活動		70 (2)	70 (2)	70 (2)
選択教科等		105 (3)	105 (3)	140 (4)
総授業時数		1,050 (30)	1,050 (30)	1,050 (30)

1. 選択教科等にあてる授業時数は、1以上の選択教科にあてるほか、特別活動の授業時数等の増加にあてることができる。
2. 選択教科の種類は、外国語、農業、工業、商業、水産、家庭、その他特に必要な教科。
3. 選択教科の授業時数は外国語は各学年105、それ以外の教科は第1・2学年は35、第3学年は70を標準。
4. 第3学年の選択教科は、外国語とそれ以外の教科とあわせて履修させる場合等学校において特に必要がある場合には175を標準。この場合、総授業時数は1190を標準。

1. 選択教科等にあてる授業時数は、1以上の選択教科にあてるほか、特別活動の授業時数等の増加にあてることができる。
2. 選択教科の種類は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭（以上、第3学年）、外国語、その他特に必要な教科（以上、第1～3学年）。
3. 選択教科の授業時数は外国語は各学年105、それ以外の教科は35を標準。

平成5年度～（平成元年改訂）

教科		学年		
		1	2	3
必修	国語	175 (5)	140 (4)	140 (4)
	社会	140 (4)	140 (4)	70-105 (2-3)
	数学	105 (3)	140 (4)	140 (4)
修	理科	105 (3)	105 (3)	105-140 (3-4)
	音楽	70 (2)	35-70 (1-2)	35 (1)
教	美術	70 (2)	35-70 (1-2)	35 (1)
	保健体育	105 (3)	105 (3)	105-140 (3-4)
科	技術・家庭	70 (2)	70 (2)	70-105 (2-3)
	小計	840 (24)	770-840 (22-24)	700-840 (20-24)
道徳		35 (1)	35 (1)	35 (1)
特別活動		35-70 (1-2)	35-70 (1-2)	35-70 (1-2)
選択教科等		105-140 (3-4)	105-210 (3-6)	140-280 (4-8)
総授業時数		1,050 (30)	1,050 (30)	1,050 (30)

1. 選択教科等にあてる授業時数は、選択教科の授業時数にあてるほか、特別活動の授業時数の増加にあてることができる。
2. 選択教科の種類は、国語、社会、数学、理科（以上、第3学年）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭（以上、第2～3学年）、外国語、その他特に必要な教科（以上、第1～3学年）。
3. 選択教科の授業時数は外国語は各学年105から140を標準。それ以外の教科は35の範囲内で各学校で適切な時数を定める。
4. 生徒に履修させる選択教科の数は、第1・2学年は1以上、第3学年は2以上。

平成14年度～（平成10年改訂）

教科		学年		
		1	2	3
必修	国語	140 (4)	105 (3)	105 (3)
	社会	105 (3)	105 (3)	85 (2.4)
	数学	105 (3)	105 (3)	105 (3)
修	理科	105 (3)	105 (3)	80 (2.3)
	音楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)
教	美術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)
	保健体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)
科	技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	外国語	105 (3)	105 (3)	105 (3)
小計		810 (23.2)	755 (21.6)	675 (19.3)
道徳		35 (1)	35 (1)	35 (1)
特別活動		35 (1)	35 (1)	35 (1)
選択教科等		0-30 (0-0.8)	50-85 (1.4-2.4)	105-165 (3-4.7)
総合的な学習の時間		70-100 (2-2.8)	70-105 (2-3)	70-130 (2-3.7)
総授業時数		980 (28)	980 (28)	980 (28)

1. 選択教科等にあてる授業時数は、選択教科の授業時数にあてるほか、特別活動の授業時数の増加にあてることができる。
2. 選択教科の種類は、各学年とも全教科及びその他特に必要教科。
3. 各選択教科の授業時数は70（第1学年は30）の範囲内で各学校で適切な時数を定める。
4. 生徒に履修させる選択教科の数は、第2学年は1以上、第3学年は2以上。

平成18年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について

1 年間の総授業時数、授業日数

(1) 年間総授業時数

注1 ここでの年間総授業時数とは、小学校にあっては、学校教育法施行規則第24条に示す各教科、道徳、特別活動（学級活動のみ）並びに総合的な学習の時間に充てる年間の総授業時数を、中学校にあっては、学校教育法施行規則第53条に示す必修教科、選択教科、道徳、特別活動（学級活動のみ）及び総合的な学習の時間に充てる年間の総授業時数を指している。

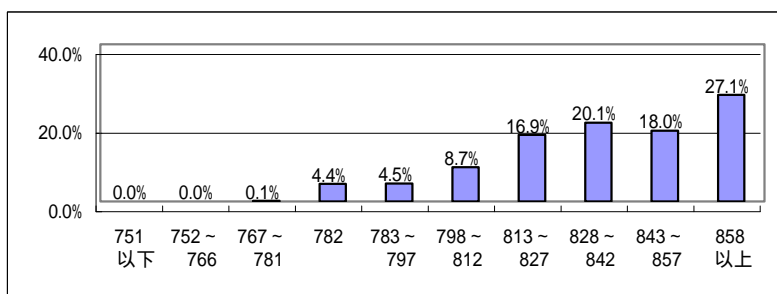
注2 ここでは、1単位時間を、小学校にあっては45分、中学校にあっては50分として計算している。

(小学校)

第1学年

* 網掛けは標準授業時数

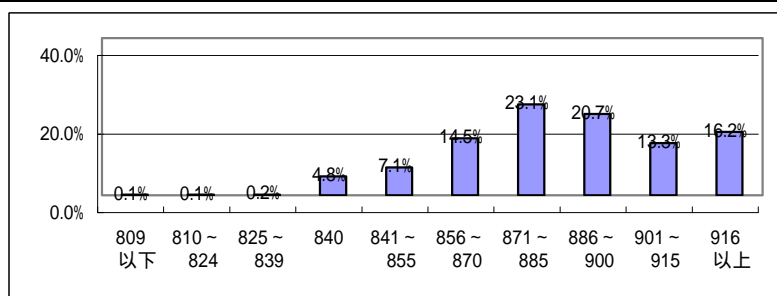
年間総授業時数	751 以下	752～ 766	767～ 781	782	783～ 797	798～ 812	813～ 827	828～ 842	843～ 857	858 以上
%	0.0%	0.0%	0.1%	4.4%	4.5%	8.7%	16.9%	20.1%	18.0%	27.1%



第2学年

* 網掛けは標準授業時数

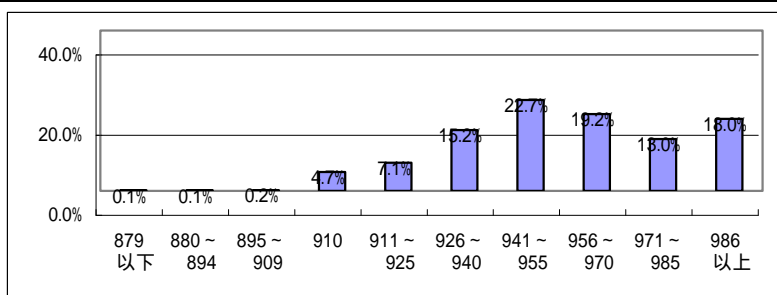
年間総授業時数	809 以下	810～ 824	825～ 839	840	841～ 855	856～ 870	871～ 885	886～ 900	901～ 915	916 以上
%	0.1%	0.1%	0.2%	4.8%	7.1%	14.5%	23.1%	20.7%	13.3%	16.2%



第3学年

* 網掛けは標準授業時数

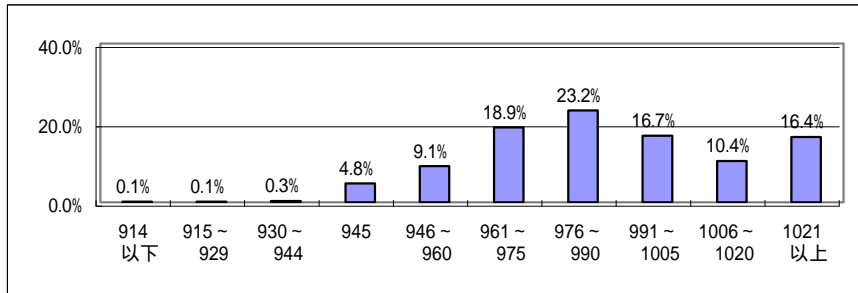
年間総授業時数	879 以下	880～ 894	895～ 909	910	911～ 925	926～ 940	941～ 955	956～ 970	971～ 985	986 以上
%	0.1%	0.1%	0.2%	4.7%	7.1%	15.2%	22.7%	19.2%	13.0%	18.0%



第4学年

* 網掛けは標準授業時数

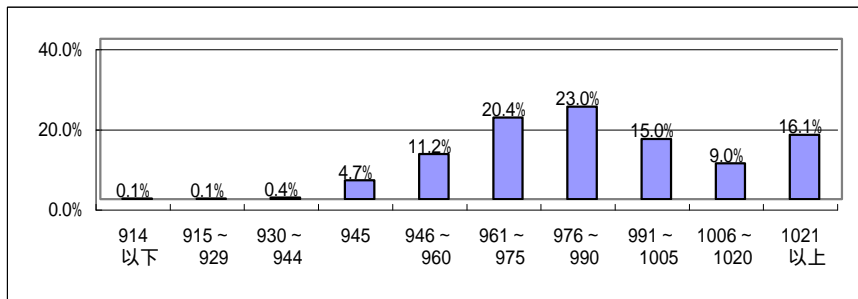
年間総授業時数	914 以下	915 ~ 929	930 ~ 944	945	946 ~ 960	961 ~ 975	976 ~ 990	991 ~ 1005	1006 ~ 1020	1021 以上
%	0.1%	0.1%	0.3%	4.8%	9.1%	18.9%	23.2%	16.7%	10.4%	16.4%



第5学年

* 網掛けは標準授業時数

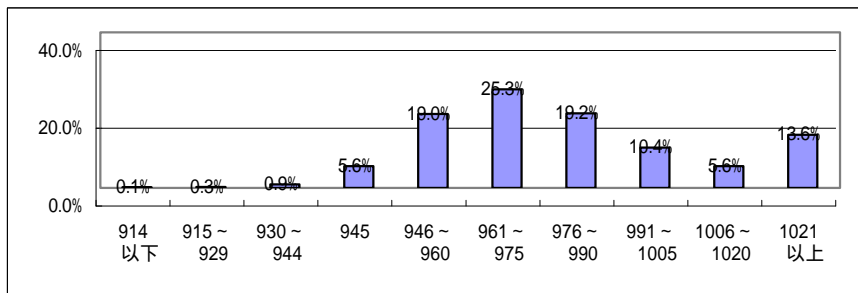
年間総授業時数	914 以下	915 ~ 929	930 ~ 944	945	946 ~ 960	961 ~ 975	976 ~ 990	991 ~ 1005	1006 ~ 1020	1021 以上
%	0.1%	0.1%	0.4%	4.7%	11.2%	20.4%	23.0%	15.0%	9.0%	16.1%



第6学年

* 網掛けは標準授業時数

年間総授業時数	914 以下	915 ~ 929	930 ~ 944	945	946 ~ 960	961 ~ 975	976 ~ 990	991 ~ 1005	1006 ~ 1020	1021 以上
%	0.1%	0.3%	0.9%	5.6%	19.0%	25.3%	19.2%	10.4%	5.6%	13.6%

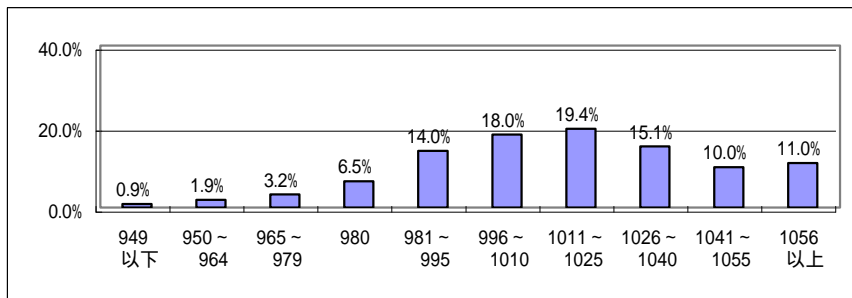


(中学校)

第1学年

* 網掛けは標準授業時数

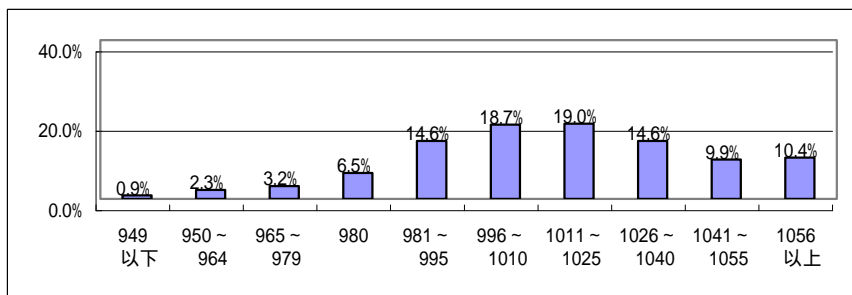
年間総授業時数	949 以下	950～ 964	965～ 979	980	981～ 995	996～ 1010	1011～ 1025	1026～ 1040	1041～ 1055	1056 以上
%	0.9%	1.9%	3.2%	6.5%	14.0%	18.0%	19.4%	15.1%	10.0%	11.0%



第2学年

* 網掛けは標準授業時数

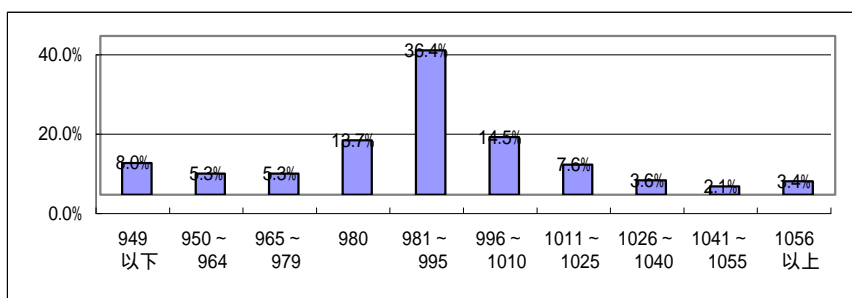
年間総授業時数	949 以下	950～ 964	965～ 979	980	981～ 995	996～ 1010	1011～ 1025	1026～ 1040	1041～ 1055	1056 以上
%	0.9%	2.3%	3.2%	6.5%	14.6%	18.7%	19.0%	14.6%	9.9%	10.4%



第3学年

* 網掛けは標準授業時数

年間総授業時数	949 以下	950～ 964	965～ 979	980	981～ 995	996～ 1010	1011～ 1025	1026～ 1040	1041～ 1055	1056 以上
%	8.0%	5.3%	5.3%	13.7%	36.4%	14.5%	7.6%	3.6%	2.1%	3.4%



(2)年間総授業時数の平均値

注1 ここでは、(1)で回答した年間総授業時数の平均値(各学校の授業時数の総計を学校数で除した値)を学年別に記入している。

(小学校)

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
年間総授業時数の平均値	843	890	961	994	993	986

(中学校)

学 年	1年	2年	3年
年間総授業時数の平均値	1018	1019	990

(3)上記(1)以外の授業時数〔特別活動(児童(生徒)会活動、クラブ活動、学校行事)〕

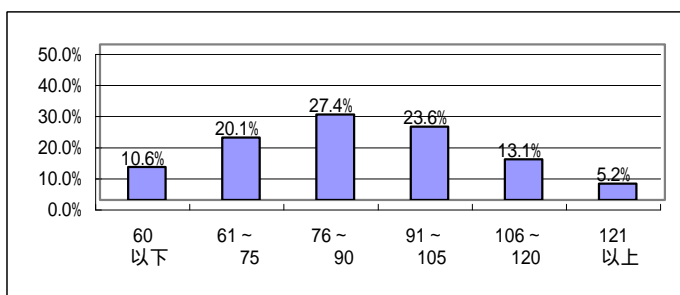
注1 ここでは、1単位時間を、小学校にあっては45分、中学校にあっては50分として計算している。

注2 学校行事については、午前の全部を使用した場合は4単位時間、午後の全部を使用した場合は2単位時間、一日の全部を使用した場合は6単位時間に換算している。

(小学校5年)

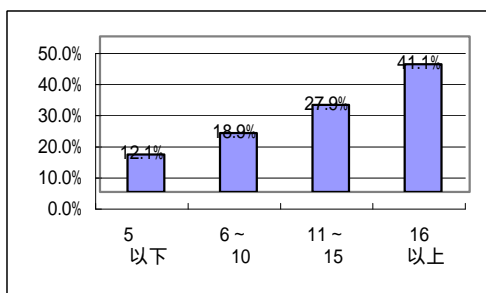
特別活動(学級活動を除いた児童会活動、クラブ活動、学校行事の合計)

授業時数	60以下	61～75	76～90	91～105	106～120	121以上
%	10.6%	20.1%	27.4%	23.6%	13.1%	5.2%



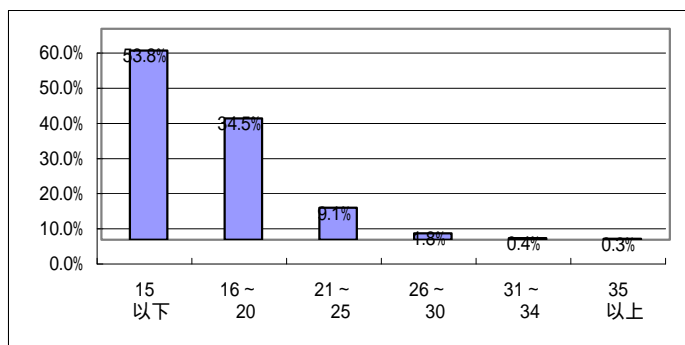
児童会活動(個別の委員会で放課後等に行われる定例的な話し合いなどは除く)

授業時数	5以下	6～10	11～15	16以上
%	12.1%	18.9%	27.9%	41.1%



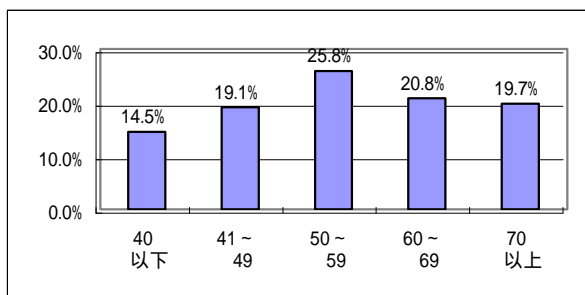
クラブ活動

授業時数	15以下	16～20	21～25	26～30	31～34	35以上
%	53.8%	34.5%	9.1%	1.8%	0.4%	0.3%



学校行事

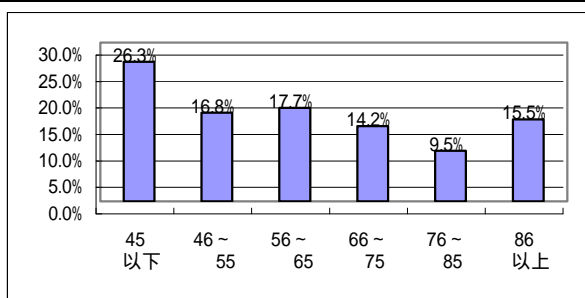
授業時数	40 以下	41～ 49	50～ 59	60～ 69	70 以上
%	14.5%	19.1%	25.8%	20.8%	19.7%



(中学校1年)

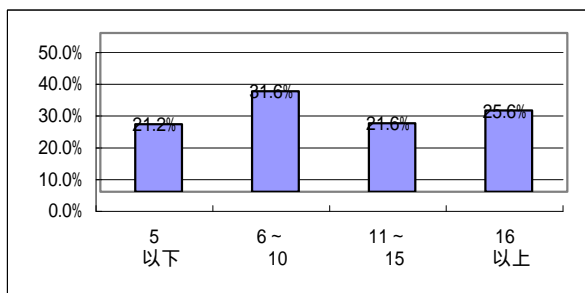
特別活動(学級活動を除いた生徒会活動、学校行事の合計)

授業時数	45 以下	46～ 55	56～ 65	66～ 75	76～ 85	86 以上
%	26.3%	16.8%	17.7%	14.2%	9.5%	15.5%



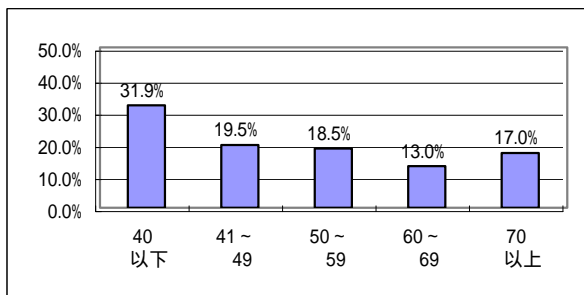
生徒会活動(個別の委員会で放課後等に行われる定例的な話し合いなどは除く)

授業時数	5 以下	6～ 10	11～ 15	16 以上
%	21.2%	31.6%	21.6%	25.6%



学校行事

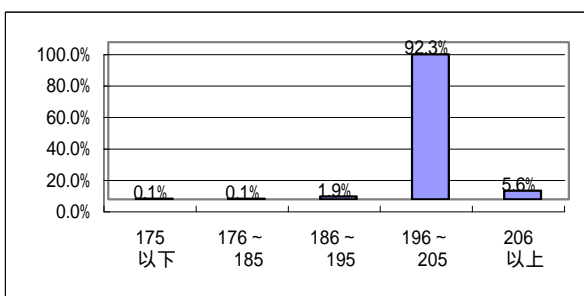
授業時数	40 以下	41～ 49	50～ 59	60～ 69	70 以上
%	31.9%	19.5%	18.5%	13.0%	17.0%



(4)年間の総授業日数

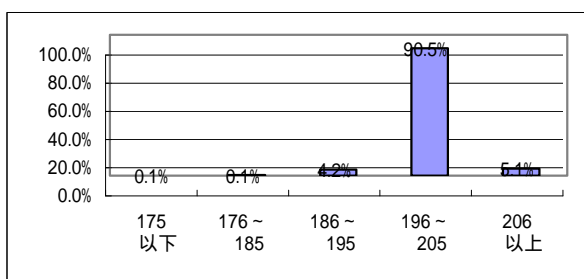
(小学校5年)

授業日数	175 以下	176～ 185	186～ 195	196～ 205	206 以上
%	0.1%	0.1%	1.9%	92.3%	5.6%



(中学校1年)

授業日数	175 以下	176～ 185	186～ 195	196～ 205	206 以上
%	0.1%	0.1%	4.2%	90.5%	5.1%



(5) 授業時数・日数の充実に向けた取組について

【主な取組の例】

	小学校	中学校
授業の1単位時間の弾力的な運用	36.7%	22.3%
学校行事の精選・見直し	84.8%	83.2%
週授業時数の変更による授業可能時数増	32.2%	47.3%
長期休業期間の変更による授業可能日数増	10.4%	15.0%

【その他の取組例】

1 時間割の工夫・授業時間の管理

休日の曜日と他の曜日との時間割の入れ替え
テープスライド方式(1)、モジュール方式(2)による時数確保
月ごと、学期ごと等の授業時間管理の徹底
欠課した授業を補充する時間を週時程に設定
自習時間の削減(他教科の授業との入替等)

2 授業可能時数・日数の増

二学期制の導入
定期テストの回数・日数の見直し
短縮授業の減
始業式、終業式等の当日の授業実施
会議等の精選

3 長期休業期間の活用・日数の減

家庭訪問、PTA総会、宿泊学習等を夏季休業中に実施
学期中に実施していた職員研修を長期休業中に実施

1 テープスライド方式：時間割の順番を決め、その順序どおりに時間割を実施していく方式

2 モジュール方式：15分や20分などを1モジュールとし、複数のモジュールを組み合わせることで時間割を編成する方式

2 総合的な学習の時間の実施状況

(1) 総合的な学習の時間の学習活動（年間を通じて複数のテーマを扱った場合や一つの学習活動に複数のテーマを含む場合、複数回答可）

注 「実施学校」の欄には、学習活動ごとに実施している学校の割合を記入している。

小学校

学習活動 学年	横断的・総合的な課題	児童の興味・関心に基づく課題	地域や学校の特色に応じた課題	その他
第3学年	83.5%	56.3%	88.5%	5.8%
第4学年	88.1%	57.5%	82.1%	6.5%
第5学年	89.0%	59.9%	80.8%	7.0%
第6学年	88.8%	64.1%	78.3%	7.3%
実施学校	92.0%	70.3%	93.4%	9.1%

（そのうち横断的・総合的な課題を取り上げている学校の具体的な学習活動）

学習活動 学年	横断的・総合的な課題				
	国際理解	情報	環境	福祉・健康	その他
第3学年	65.5%	60.4%	44.5%	39.8%	20.1%
第4学年	65.7%	61.4%	62.3%	54.3%	15.8%
第5学年	68.7%	64.6%	59.8%	46.0%	19.6%
第6学年	75.7%	65.0%	40.5%	47.6%	24.8%
実施学校	80.7%	70.7%	78.1%	74.3%	31.0%

（参考）平成17年度調査

学習活動	横断的・総合的な課題					児童の興味・関心に基づく課題	地域や学校の特色に応じた課題	その他
	国際理解	情報	環境	福祉・健康	その他			
第3学年	64.9%	60.9%	45.7%	40.1%	19.3%	59.2%	89.9%	5.2%
第4学年	65.0%	61.6%	63.8%	54.0%	15.3%	60.5%	83.9%	5.5%
第5学年	68.3%	65.0%	60.9%	47.1%	19.4%	62.6%	82.5%	5.9%
第6学年	75.4%	65.3%	41.5%	48.6%	23.9%	66.6%	79.2%	6.6%

中学校

学習活動 学年	横断的・総合的な課題	生徒の興味・関心に基づく課題	地域や学校の特色に応じた課題	その他
第1学年	69.4%	46.5%	72.6%	5.3%
第2学年	67.6%	51.6%	67.5%	7.0%
第3学年	70.7%	55.6%	61.5%	6.3%
実施学校	77.7%	61.1%	78.4%	8.4%

(そのうち横断的・総合的な課題を取り上げている学校の学習活動)

学習活動 学年	横断的・総合的な課題				
	国際理解	情報	環境	福祉・健康	その他
第1学年	21.2%	27.4%	40.0%	40.1%	25.1%
第2学年	22.7%	24.2%	31.0%	36.6%	32.2%
第3学年	32.2%	27.3%	30.9%	39.8%	30.1%
実施学校	39.0%	35.3%	50.2%	58.6%	38.3%

(参考)平成17年度調査

学習活動	横断的・総合的な課題					生徒の興味・関心に基づく課題	地域や学校の特色に応じた課題	その他
	国際理解	情報	環境	福祉・健康	その他			
第1学年	22.2%	27.5%	41.9%	40.0%	24.2%	49.4%	74.1%	6.1%
第2学年	24.2%	24.9%	32.8%	38.3%	31.9%	54.9%	69.7%	7.2%
第3学年	34.0%	27.5%	32.2%	41.2%	29.9%	58.9%	63.5%	6.7%

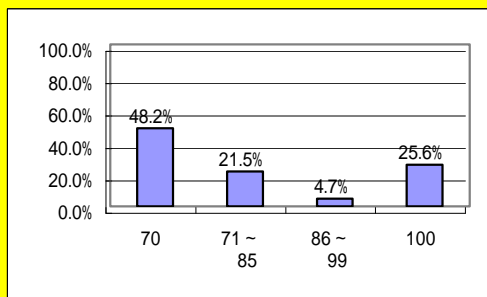
(2) 中学校における総合的な学習の時間の授業時数（授業時数の総計）

注 ここでは、1単位時間を50分として計算している。

* 研究開発学校や中等教育学校の前期課程及び併設型の中学校における特例を用いて、総合的な学習の時間の時数の上限を超えて開設又は下限を下回って開設する場合などは、上記の授業時数の上限の欄又は下限の欄に学校数を記入している。

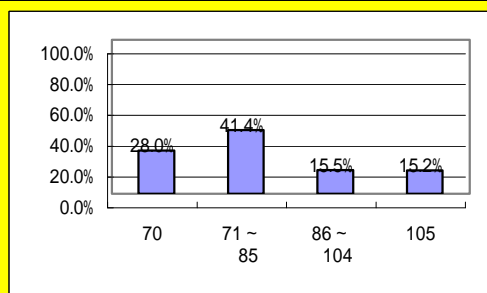
第1学年

授業時数	70	71～85	86～99	100
%	48.2%	21.5%	4.7%	25.6%



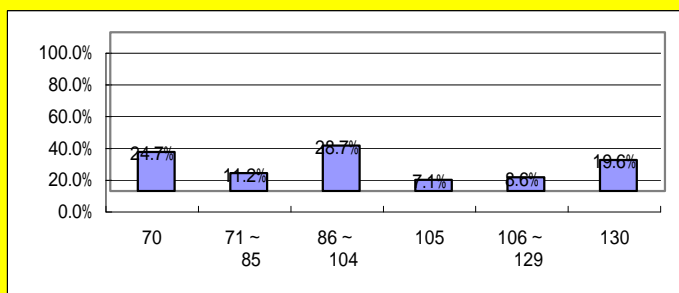
第2学年

授業時数	70	71～85	86～104	105
%	28.0%	41.4%	15.5%	15.2%



第3学年

授業時数	70	71～85	86～104	105	106～129	130
%	24.7%	11.2%	28.7%	7.1%	8.6%	19.6%

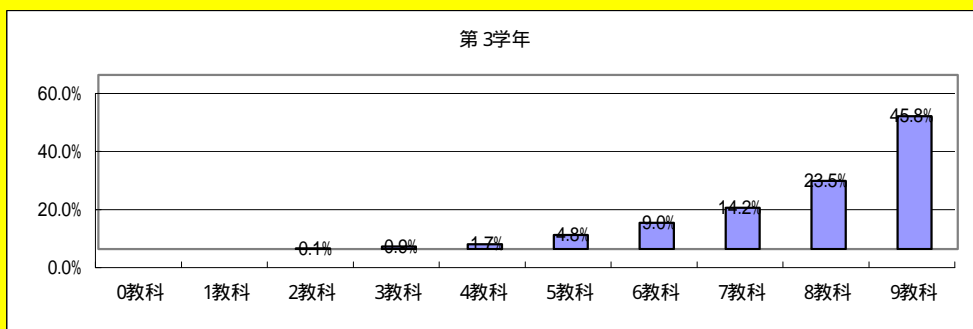
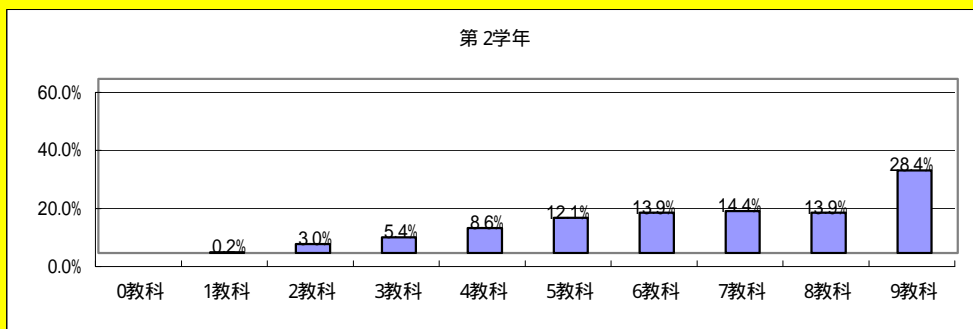
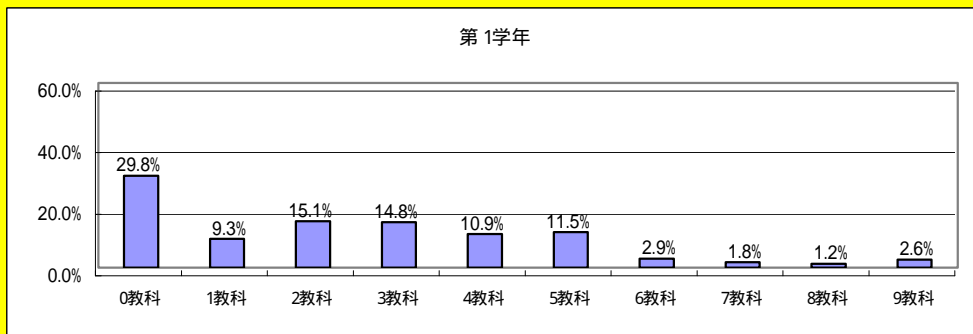


3 選択教科の開設状況（中学校のみ）

選択教科（「その他特に必要な教科」を除く）の開設教科数

注 選択教科の開設教科数については、年間を通じて開設している場合のほか、例えば、第1学期のみ開設、後期のみ開設などの場合についても、1教科とカウントして記入している。

	0教科	1教科	2教科	3教科	4教科	5教科	6教科	7教科	8教科	9教科
第1学年	29.8%	9.3%	15.1%	14.8%	10.9%	11.5%	2.9%	1.8%	1.2%	2.6%
第2学年		0.2%	3.0%	5.4%	8.6%	12.1%	13.9%	14.4%	13.9%	28.4%
第3学年			0.1%	0.9%	1.7%	4.8%	9.0%	14.2%	23.5%	45.8%



(2) 選択教科の実施内容

注1 ここでの発展的な学習とは、学習指導要領に示す内容を身につけている子どもに対して、学習指導要領に示す内容の理解をより深める学習を行ったり、さらに進んだ内容についての学習を行ったりするなどの学習指導を指している。

注2 ここでの補足的な学習とは、子どもの理解や習熟の状況等に応じ、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るために行う学習指導を指している。

注3 「課題学習等」の選択肢に限り、その他の3つの選択肢と重複する場合、複数回答可。

第1学年

実施内容 \ 教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語
補足的な学習のみ	14.4%	7.6%	19.0%	7.5%	3.1%	2.5%	2.7%	1.9%	17.2%
発展的な学習のみ	2.1%	1.9%	1.2%	1.8%	8.0%	6.7%	6.6%	5.9%	2.3%
補充・発展の両方	14.0%	8.2%	20.2%	9.1%	10.7%	8.7%	10.3%	7.6%	22.3%
課題学習等	4.1%	4.2%	4.1%	3.5%	7.0%	6.5%	6.6%	6.2%	4.2%

第2学年

実施内容 \ 教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語
補足的な学習のみ	17.7%	14.1%	24.1%	13.3%	3.6%	3.1%	4.4%	3.0%	20.2%
発展的な学習のみ	7.1%	7.1%	3.9%	7.5%	30.8%	26.8%	27.7%	28.4%	6.3%
補充・発展の両方	44.8%	33.9%	54.6%	34.8%	28.5%	23.6%	29.9%	26.0%	54.2%
課題学習等	13.5%	15.6%	11.1%	14.0%	25.2%	23.8%	24.3%	25.6%	11.1%

第3学年

実施内容 \ 教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語
補足的な学習のみ	14.5%	16.1%	16.9%	14.7%	3.1%	2.6%	3.8%	3.0%	14.6%
発展的な学習のみ	6.4%	7.6%	3.4%	7.9%	33.2%	29.3%	30.3%	30.8%	5.3%
補充・発展の両方	64.1%	56.4%	73.7%	58.7%	31.1%	25.7%	32.6%	30.7%	71.6%
課題学習等	17.8%	20.4%	13.9%	19.4%	27.9%	26.6%	27.9%	29.4%	13.6%

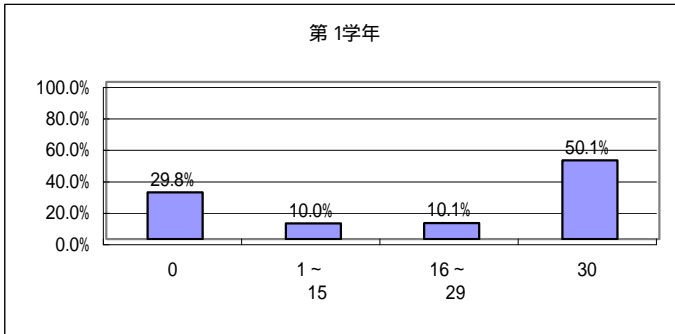
は、20%以上

(3) 選択教科に充てる授業時数（授業時数の総計）

注 ここでは、1単位時間を50分として計算している。

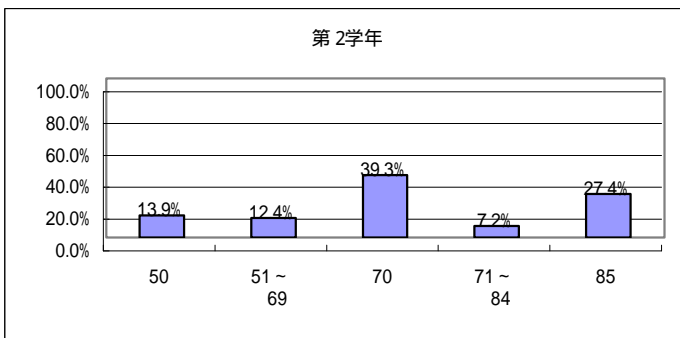
第1学年

授業時数	0	1～15	16～29	30
%	29.8%	10.0%	10.1%	50.1%



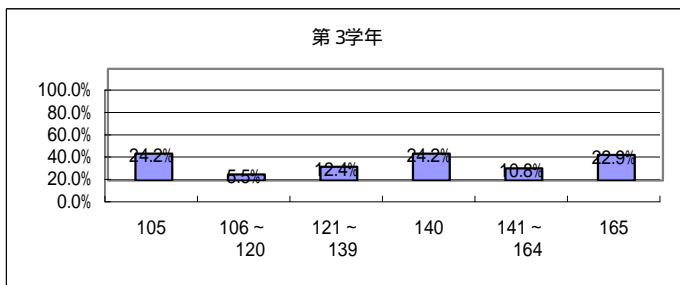
第2学年

授業時数	50	51～69	70	71～84	85
%	13.9%	12.4%	39.3%	7.2%	27.4%



第3学年

授業時数	105	106～120	121～139	140	141～164	165
%	24.2%	5.5%	12.4%	24.2%	10.8%	22.9%



- * 1 学校教育法施行規則第54条別表第2に示す選択教科等に充てる授業時数のうち、特別活動の授業時数の増加に充てた場合で、選択教科の時数が第2学年で50以下、第3学年で105以下になる場合などは、上記の授業時数の下限の欄に学校数を記入している。
- * 2 研究開発学校や中等教育学校の前期課程及び併設型の中学校における特例を用いて選択教科の時数の上限を超えて開設する場合などは、上記の授業時数の上限の欄に学校数を記入している。

(4) 選択教科ごとの生徒の履修状況（複数回答可）

注1 ここでは、各教科を選択している生徒の割合を学年ごとに記入している。

学 年	教 科									
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語	
第1学年	13.0%	6.6%	19.9%	6.6%	9.1%	7.5%	10.6%	5.5%	21.2%	
第2学年	11.8%	8.7%	15.6%	8.7%	8.6%	7.0%	13.6%	10.3%	15.7%	
第3学年	12.4%	11.2%	15.6%	11.0%	7.5%	6.0%	11.1%	10.0%	15.1%	

4 個に応じた指導の実施状況

注 年間を通し実施したものだけでなく、ある単元の学習等の特定の時期に実施した場合も含んでいる。

(1) 個に応じた指導の実施形態（必修教科）

(複数回答)

		小学校	中学校
個に応じた指導を実施		93.9%	94.5%
類型	学級の枠を越えた集団を編成し実施	30.4%	19.1%
	学級内で集団を編成し実施	51.8%	62.5%
	集団を分けずに複数の教師が協力して実施	64.3%	56.3%
	その他	31.2%	18.6%

(2) 個に応じた指導の実施方法（必修教科）

(複数回答)

		小学校	中学校
類型	理解や習熟の程度に応じた指導を実施	82.7%	74.4%
	課題別、興味・関心別の指導を実施	47.2%	29.8%
	その他	15.4%	22.4%

(参考)平成17年度に理解や習熟の程度に応じた指導の実施を予定していた学校は、

小学校 80.7%

中学校 73.1%


(3) 理解や習熟の程度に応じた指導を実施している場合の内容別類型

		小学校	中学校
理解や習熟の程度に応じた指導を実施		82.7%	74.4%
類型	補充的な学習のみ	20.4%	13.3%
	発展的な学習のみ	0.6%	0.5%
	補充的な学習 + 発展的な学習を実施	61.7%	60.7%

5 教員の得意分野を生かした教科（一部）担任制の実施状況（小学校のみ）

注 ここでの教科担任制とは、学校として一部の教科について、教員の得意分野を生かして年間を通じてある学年の全学級を対象に実施しているものを記入している。（中・高等学校の教員が兼務して実施しているもの、非常勤講師が実施しているものなども含む）

教科 実施状況	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育
第1学年	0.9%		0.8%		0.6%	7.7%	2.1%		3.8%
第2学年	1.5%		1.4%		1.0%	11.7%	3.7%		4.6%
第3学年	4.0%	2.6%	2.9%	10.8%		27.6%	8.9%		5.5%
第4学年	4.4%	3.8%	3.5%	15.8%		35.6%	11.6%		6.6%
第5学年	4.7%	6.6%	4.1%	23.0%		41.2%	13.0%	21.8%	8.4%
第6学年	5.0%	8.0%	4.3%	25.4%		43.2%	13.5%	23.7%	9.1%

 は、15%以上

6 学期の区分の状況

3学期制及び3学期制以外の学期区分を採用する学校

	小学校	中学校
3学期制	81.9%	80.1%
2学期制	18.1%	19.9%
それ以外	0.0%	0.1%

学校管理規則において、所管の小・中学校において3学期制以外の学期区分を採用することができるようにすることを検討している自治体数（市町村、特別区）

自治体数
166
(9.0%)

7 長期休業期間中及び土曜日、日曜日、祝日等における学習等の機会の充実状況

(1) 長期休業期間中

	学校図書館を開放	実習室、コンピュータ教室を開放	基礎学力向上や補充・発展的学習等のための学習の機会の提供	自然体験などの集団宿泊活動や文化、スポーツなどの体験的な学習の機会の提供	職場体験等のキャリア教育の機会の提供
小学校	43.2%	14.1%	53.3%	27.3%	1.0%
中学校	38.5%	21.0%	79.6%	17.0%	16.7%

(2) 土曜日

	学校図書館を開放	実習室、コンピュータ教室を開放	基礎学力向上や補充・発展的学習等のための学習の機会の提供	自然体験などの集団宿泊活動や文化、スポーツなどの体験的な学習の機会の提供	職場体験等のキャリア教育の機会の提供
小学校	3.1%	2.1%	2.5%	13.6%	0.2%
中学校	2.0%	1.8%	5.6%	10.4%	0.9%

(3) 日曜日、祝日

	学校図書館を開放	実習室、コンピュータ教室を開放	基礎学力向上や補充・発展的学習等のための学習の機会の提供	自然体験などの集団宿泊活動や文化、スポーツなどの体験的な学習の機会の提供	職場体験等のキャリア教育の機会の提供
小学校	0.9%	0.6%	0.3%	9.6%	0.1%
中学校	1.1%	1.2%	2.6%	9.7%	0.8%

8 始業前や放課後等の学習の実施状況

(1) 始業前や放課後等の学習を実施している学校数

	学校数
小学校	86.9%
中学校	84.5%

注 この調査において始業前や放課後等の学習とは、教科等の授業の時間の外で、教員の指導の下、特定の時間を設定して計画的に学習を行うことをいう。例としては、朝の読書活動、漢字や計算の学習、教科等の授業の後に行う各教科等の補足的な学習など。（部活動を除く）

(2) 週当たりの平均時間数（分）

	0～50	51～75	76～100	101～
小学校	50.9%	21.7%	9.4%	4.9%
中学校	54.9%	17.6%	7.5%	4.5%

9 外部人材の活用状況

（教科学習等の中で計画的に外部の人に協力をしてもらっている場合であれば、特別非常勤講師の発令の有無を問わない。保護者や地域の人々にボランティアとして協力をしてもらっている場合も含め記入している。）

(1) 実施学校

小学校	93.4%	中学校	82.2%
-----	-------	-----	-------

（参考）平成17年度調査

小学校	90.2%	中学校	78.8%
-----	-------	-----	-------

(2) 実施教科等

小学校

教科等	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育
実施校	26.2%	35.2%	8.5%	10.0%	53.1%	19.0%	8.7%	16.0%	16.2%

教科等	道徳	特別活動	総合的な学習の時間
実施校	10.7%	49.9%	84.8%

注 特別活動については、学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事のすべてを対象とする。

中学校

教科等	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
実施校	7.7%	7.5%	4.3%	4.4%	16.9%	4.9%	8.8%	12.9%	10.4%

教科等	道徳	特別活動	総合的な学習の時間
実施校	10.4%	32.7%	66.5%

注 特別活動については、学級活動、生徒会活動、学校行事のすべてを対象とする。

(参考資料)

(1) 選択教科の開設教科

学年	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語	
										英語	その他
第1学年		31.9%	19.4%	41.2%	19.6%	26.8%	22.3%	24.2%	19.4%	42.0%	0.1%
第2学年		73.0%	61.0%	84.0%	60.6%	80.1%	70.2%	79.1%	74.6%	83.0%	0.1%
第3学年		89.1%	86.4%	94.8%	86.8%	86.7%	76.6%	86.0%	84.0%	92.8%	0.1%

(2) 選択教科ごとの授業時数の設定状況

注1 ここでは、1単位時間を50分として計算している。

注2 授業時数は生徒が履修しうる上限の時数を記入している。

第1学年

実施内容	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語
1～10		4.5%	1.9%	5.3%	2.0%	3.3%	2.8%	1.7%	0.9%	5.3%
11～20		11.1%	7.4%	16.0%	7.6%	10.4%	8.5%	10.2%	6.9%	15.6%
21～30		16.3%	10.0%	20.0%	10.2%	13.1%	11.1%	12.3%	11.4%	21.5%
設定していない		68.1%	80.6%	58.8%	80.3%	73.2%	77.6%	75.8%	80.8%	57.5%

第2学年

実施内容	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語
1～10		2.6%	2.1%	2.1%	2.0%	1.7%	1.6%	1.0%	0.9%	2.2%
11～20		10.9%	9.0%	12.9%	9.0%	10.6%	9.4%	11.4%	8.4%	11.7%
21～30		6.8%	5.4%	9.1%	5.6%	8.1%	6.6%	7.7%	6.7%	9.0%
31～34		1.5%	1.4%	1.7%	1.2%	1.8%	1.5%	1.8%	1.8%	1.6%
35		34.5%	30.0%	39.0%	30.0%	43.1%	38.3%	40.8%	40.8%	39.1%
36～40		2.1%	1.9%	2.3%	1.8%	2.3%	1.8%	2.4%	2.3%	2.4%
41～50		6.6%	5.0%	7.4%	4.9%	6.7%	5.7%	7.6%	5.9%	7.4%
51～60		2.0%	1.3%	2.3%	1.3%	1.6%	1.4%	1.5%	1.5%	2.2%
61～69		0.6%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.5%
70		6.4%	5.2%	6.9%	5.0%	4.5%	4.1%	5.2%	6.3%	6.9%
設定していない		25.9%	38.5%	15.6%	38.9%	19.2%	29.2%	20.3%	25.1%	16.9%

第3学年

実施内容	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語
1～10		1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.3%	0.8%	0.6%	0.7%
11～20		5.2%	8.9%	4.2%	6.2%	6.0%	5.4%	7.1%	4.8%	4.0%
21～30		5.0%	5.7%	4.8%	9.0%	6.3%	4.9%	6.0%	5.0%	4.9%
31～34		1.9%	1.8%	2.1%	1.9%	1.8%	1.6%	1.7%	1.7%	1.9%
35		31.2%	28.8%	32.7%	28.4%	38.1%	33.9%	35.8%	35.8%	33.0%
36～40		2.3%	2.7%	2.7%	2.6%	2.4%	2.0%	2.3%	2.0%	2.6%
41～50		4.6%	4.3%	5.0%	4.7%	3.8%	3.1%	4.4%	3.1%	4.7%
51～60		5.1%	5.6%	5.7%	5.6%	4.1%	3.5%	3.7%	3.8%	5.5%
61～69		2.0%	1.8%	2.4%	1.7%	1.3%	1.3%	1.3%	1.5%	2.3%
70		31.0%	25.7%	34.3%	25.6%	21.9%	20.3%	23.3%	26.0%	33.2%
設定していない		10.7%	13.2%	5.3%	13.0%	12.9%	22.8%	13.5%	15.8%	7.3%

研究開発学校制度について

1 研究開発学校について

教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、新しい教育課程、指導方法について研究開発を行う（昭和51年度から開始）。

市町村教育委員会等の学校設置者からの申請に基づき指定（指定期間原則3年）。

2 実施状況（平成19年度）

指定件数：58件（198校）

- うち 小学校の英語教育に関するもの 18件（83校）
- 小・中学校の連携に関するもの 27件（162校）

平成19年度新規指定件数：16件（新規13件、延長3件）

3 これまでの研究開発学校の成果

平成元年告示 学習指導要領

- ・小学校低学年の教育課程の再編（「生活科」の設置）
- ・中学校の選択履修の幅の拡大

平成10,11年告示 学習指導要領

- ・「総合的な学習の時間」の創設
- ・高等学校における「情報」、「福祉」などの教科の創設

その他

- ・中等教育学校制度の創設（平成11年度）
- ・単位制高等学校制度の創設（昭和63年度）

構造改革特別区域研究開発学校設置事業について

1. 背景

地域の実態や特色を生かした学習指導要領等によらない教育課程を編成・実施することに対する要望。

2. 事業概要

地方公共団体が、構造改革特別区域において、憲法、教育基本法上の理念や学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、例えば、小学校における英語教育や小中連携した教育課程の編成など学習指導要領等の基準によらない教育課程を編成・実施することができる。

3. 取組の内容

99自治体を認定（平成19年3月現在）

小学校の英語教育について認定された特区・・・81件

（例）

自治体名	特区名	特区計画の目的	特例の内容
千葉県 成田市	国際教育推進特区	児童生徒の適性や発達段階に応じながら、英語によるコミュニケーション能力の育成を図る実践研究を実施し、有効な指導方法を探究する。 児童生徒自身が英語に慣れ親しみ、実践的なコミュニケーション能力を高める為の諸施策を総合的に推進する。	・小学校1～6年において、「英語科」を設置し、1回20分の英語の授業を週4回実施 ・中学校において、英語の授業時間を週3時間から週4時間に拡充

小中連携について認定された特区・・・67件

(例)

自治体名	特区名	特区計画の目的	特例の内容
東京都 品川区	小中一貫特区	学校選択制のもとで、各地区に小中一貫の教育課程を実践する学校を配置し、区民の多様なニーズにこたえるよう、多様な学校を展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中9年間を4年・3年・2年に区切って柔軟な教育課程の実施 ・全学年に「市民科」を新設 ・小学校5年生～中学校3年生にステップアップ学習（選択学習）を新設 ・1～6年生に英語活動を新設

その他・・・18件

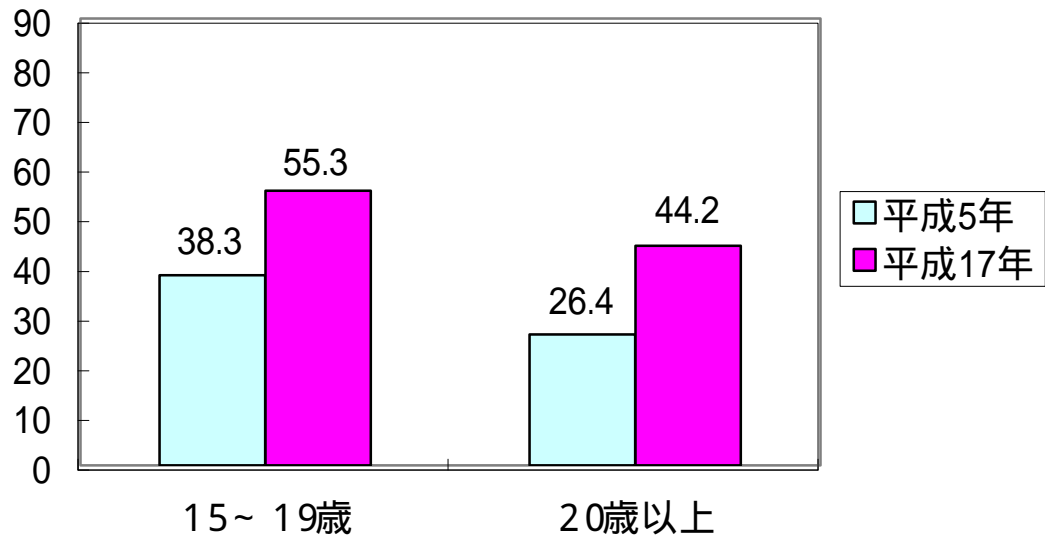
(例)

自治体名	特区名	特区計画の目的	特例の内容
奈良県 生駒市	情報教育推進特区	小学校の段階から情報活用の実践力、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度を養うとともに、情報機器を使いこなす技能などを適切に身に付けられるようにし、情報化が進展する社会の中で生きる力の育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校において、年間34～35時間の「情報科」を新設

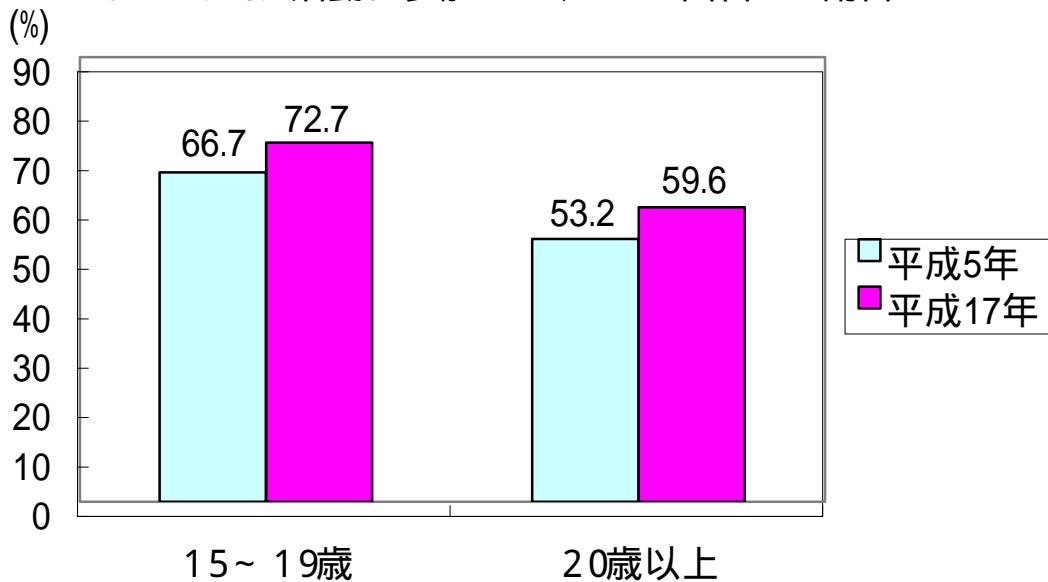
小中連携と小学校の英語教育など複数の取組を行う自治体があるため、それぞれの件数の合計と自治体数は一致しない。

ボランティア活動に参加した経験及び今後の参加希望について

(%) ボランティア活動に参加したことがあると回答した割合



(%) ボランティア活動に参加してみたいと回答した割合



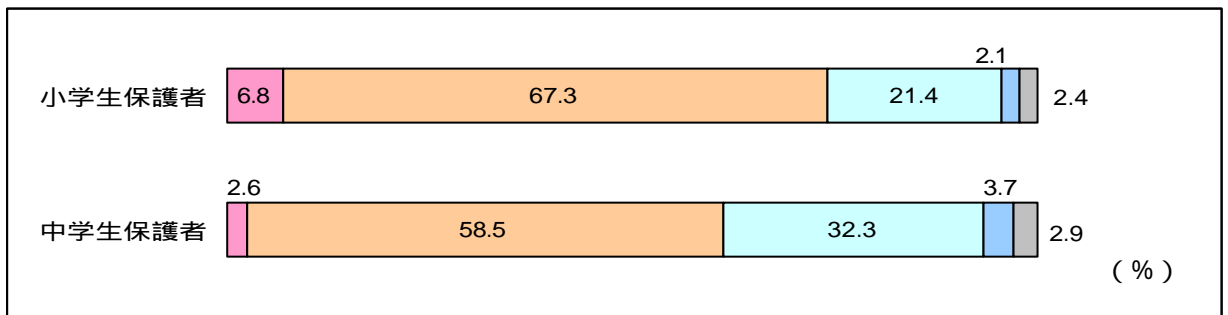
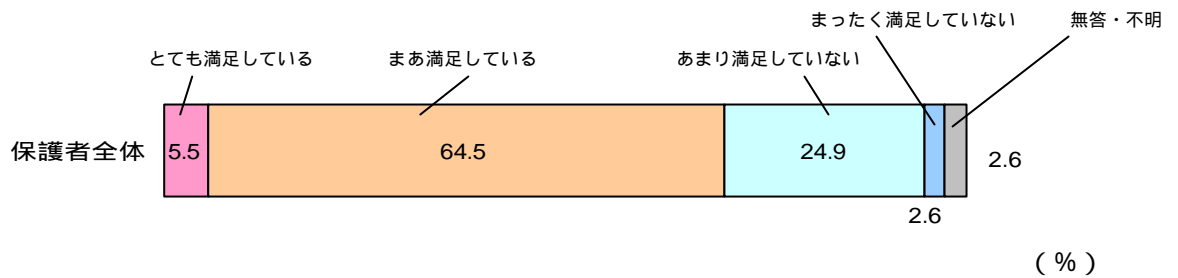
(内閣府「生涯学習に関する世論調査」)

義務教育に関する意識調査（抜粋）

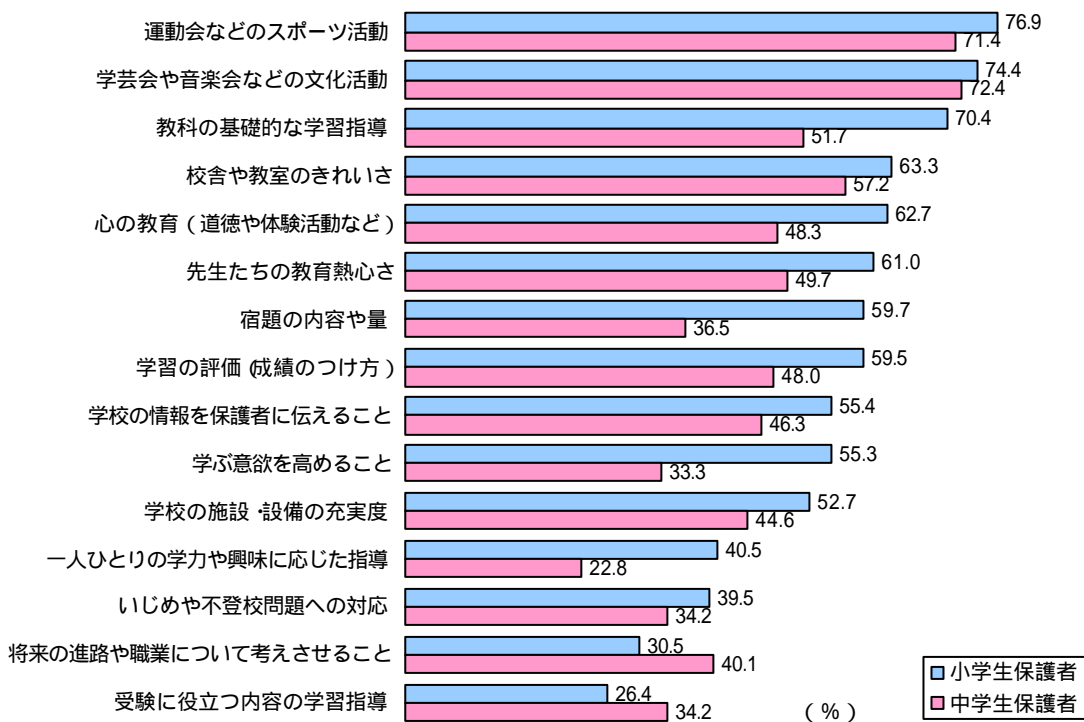
学校への満足度

【保護者】

学校の総合的な満足度



個々の指導や取組みに対する満足度（「とても満足している」「まあ満足している」の合計）

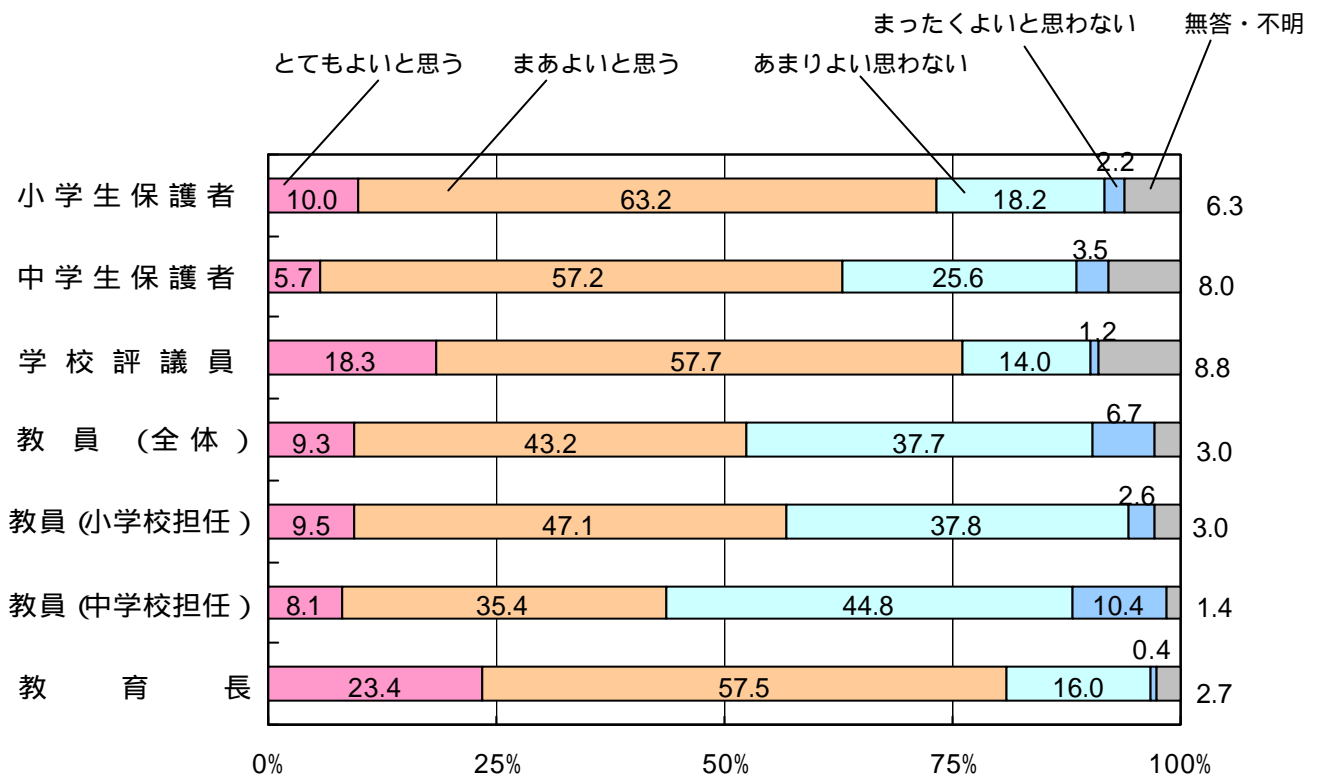


総合的な学習の時間」について

【大人】

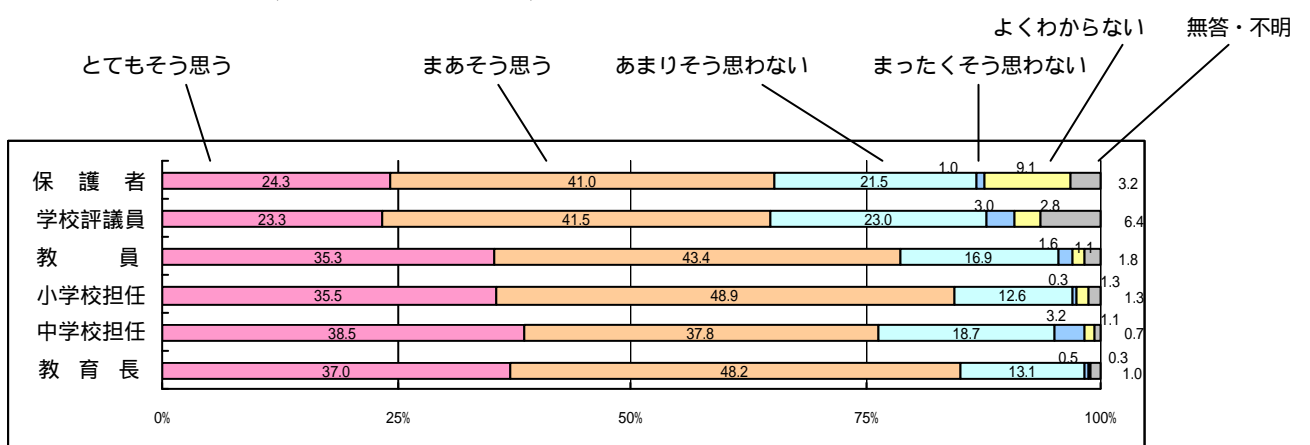
以下 ～ における「保護者」は、小1生～小2生の保護者を除く

「総合的な学習の時間」についての評価

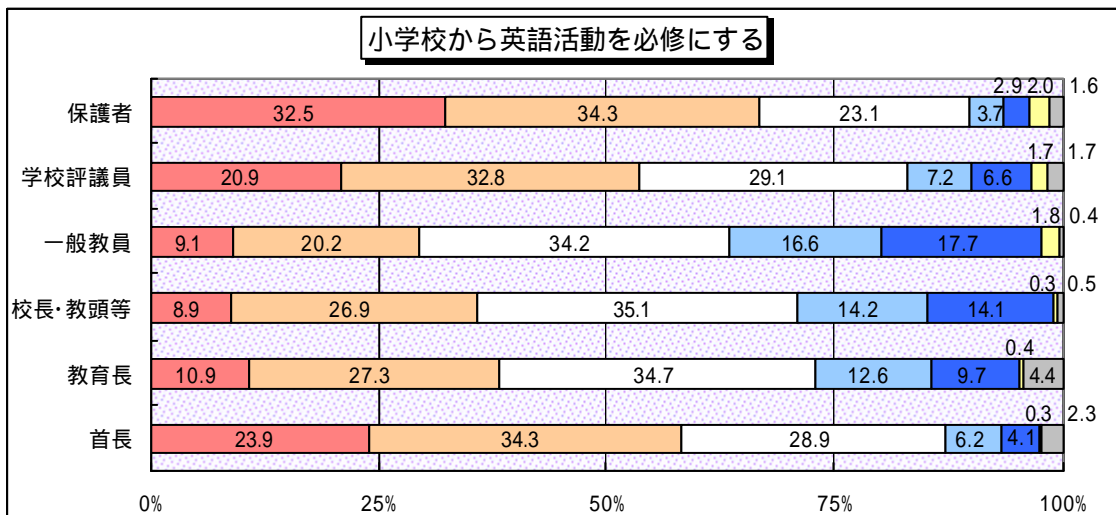
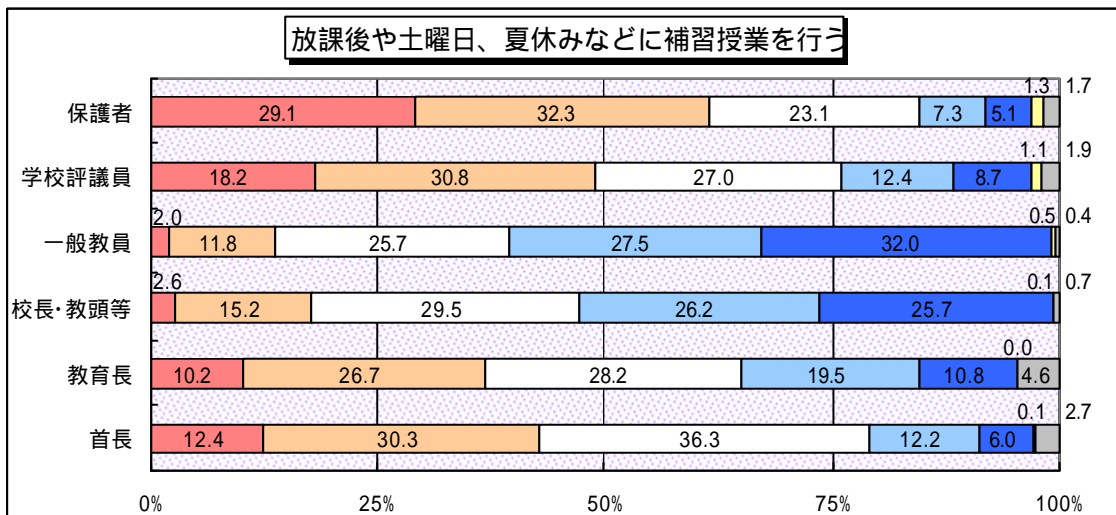
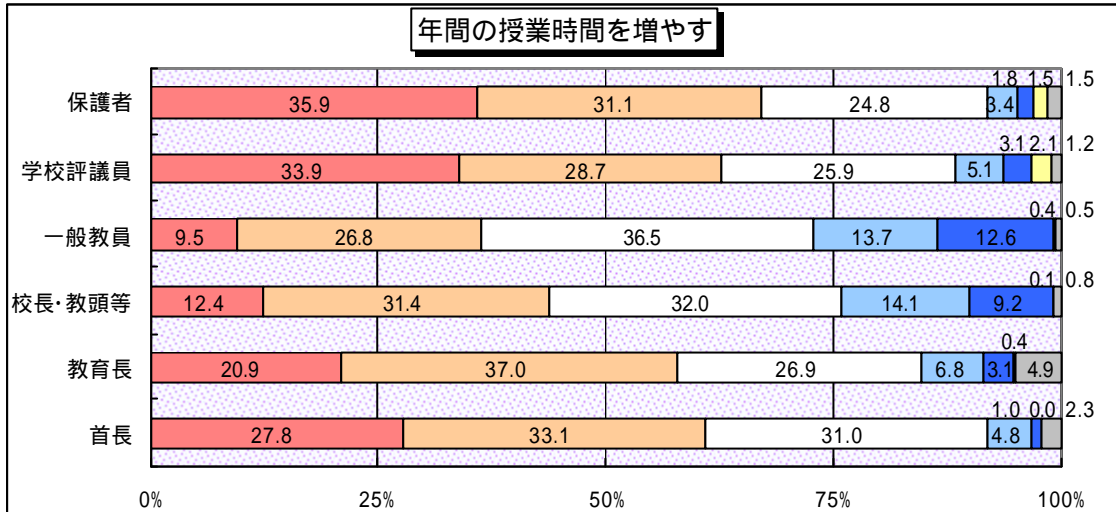


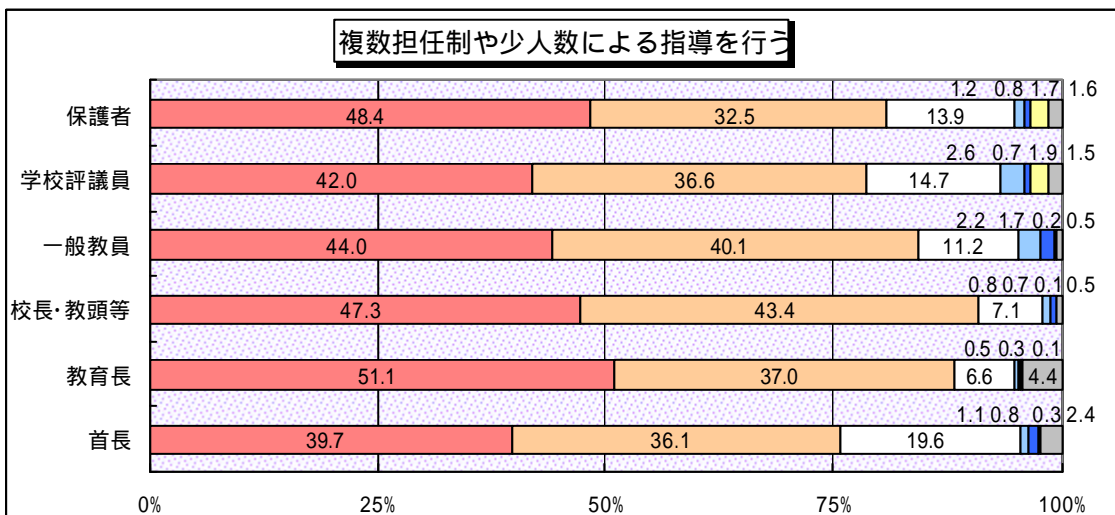
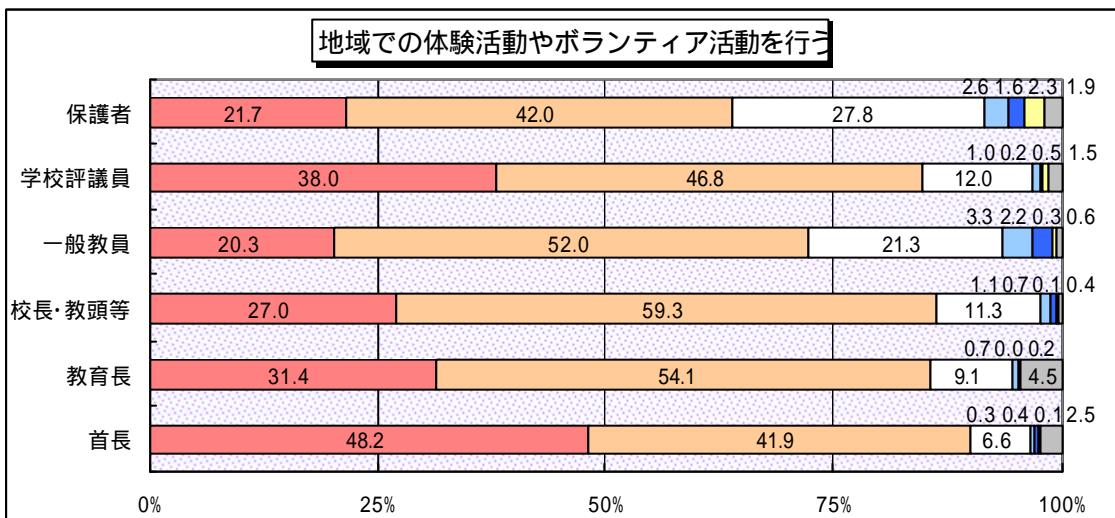
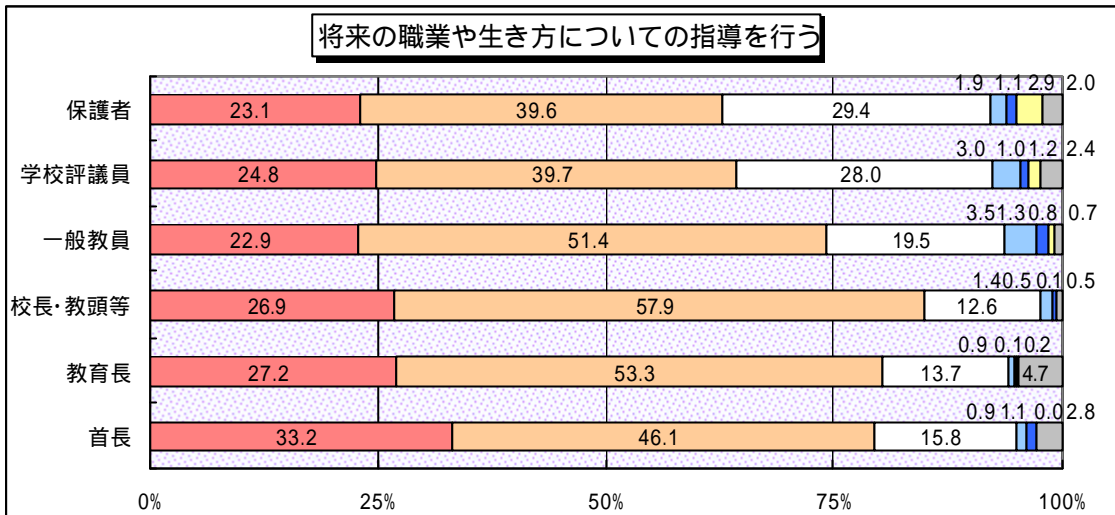
「総合的な学習の時間」の取組に対する考え

自分で調べたり、考えたりするなど、積極的に学習する意欲や表現する力が身に付く



授業や学習指導要領に関する改革についての考え方

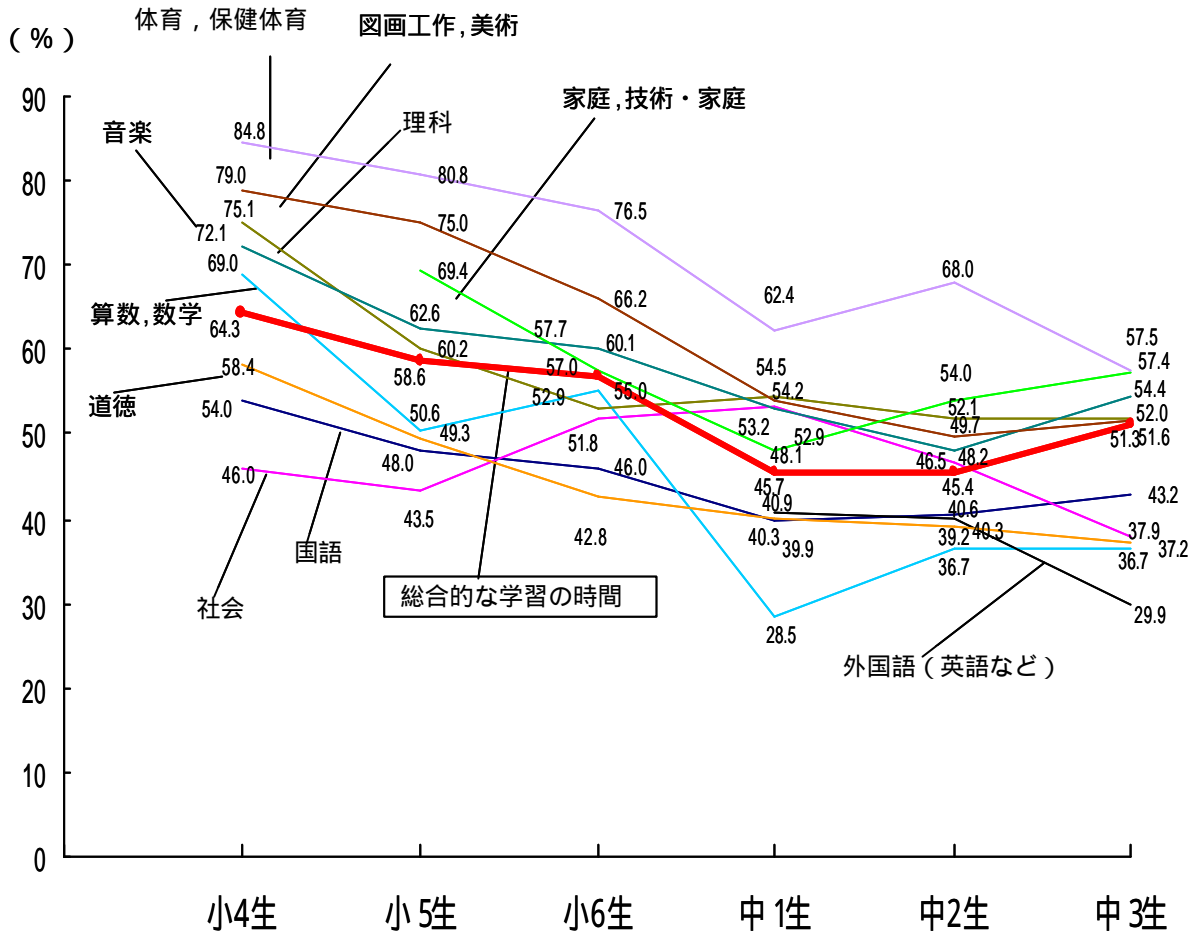




出典：「義務教育に関する意識調査」(中間報告)(平成17年6月 文部科学省)

教科等の好き嫌いについて

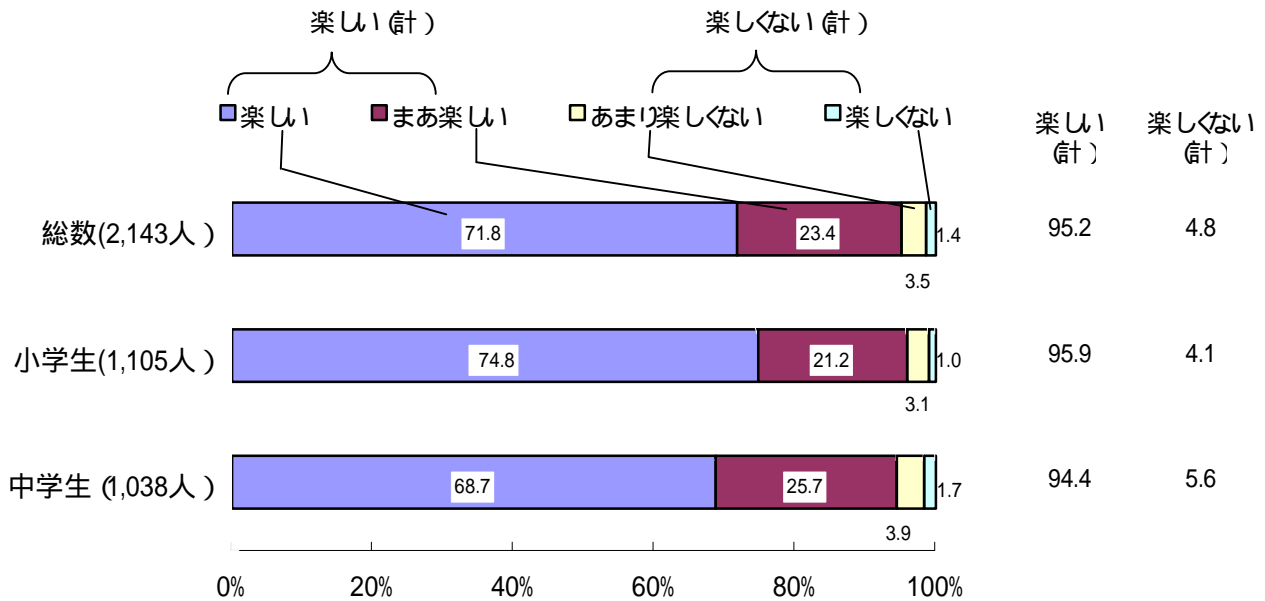
(参考) 教科等の好き嫌い(「とても好き」「まあ好き」の合計)



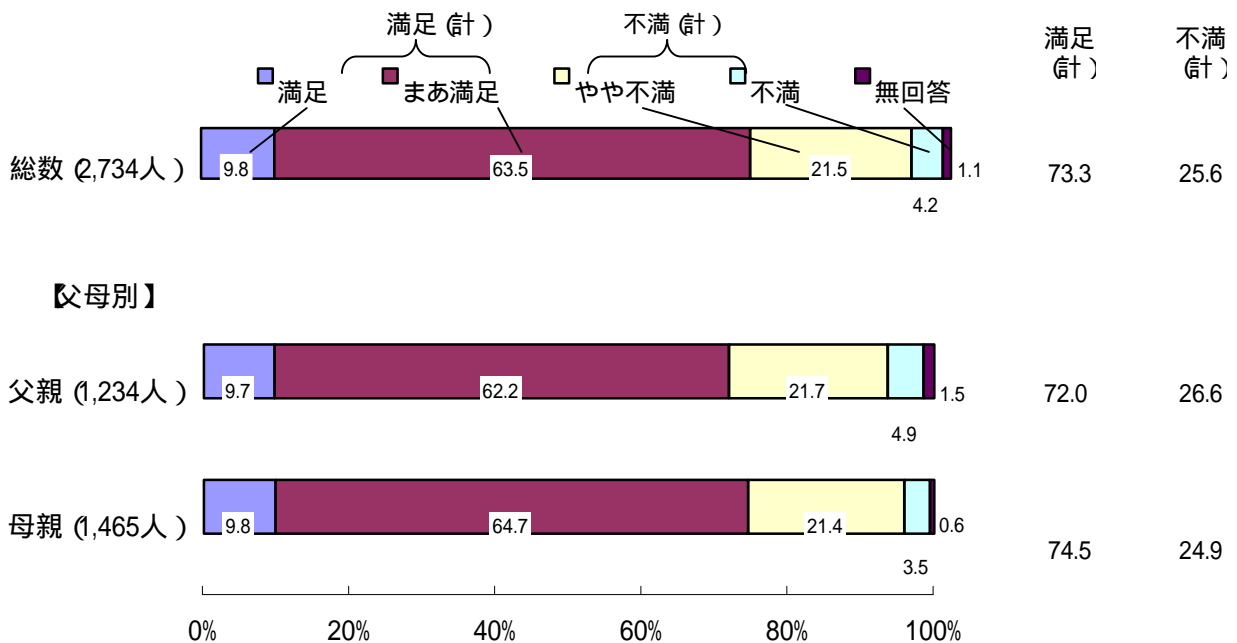
(値は「とても好き」「まあ好き」の合計)

出典：平成 16・17 年度文部科学省委嘱調査報告書「義務教育に関する意識調査 中間報告書」
(平成 17 年 6 月 株式会社ベネッセコーポレーション)

学校生活の楽しさ



学校教育の満足度



出典：『低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書』(平成19年2月) 内閣府